

令和6年12月3日から
令和6年12月4日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和6年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月3日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 令和5年度標茶町一般会計決算認定について	9
認定第2号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	9
認定第3号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	9
認定第4号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	9
認定第5号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	9
認定第6号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	9
認定第7号 令和5年度標茶町病院事業会計決算認定について	9
認定第8号 令和5年度標茶町上水道事業会計決算認定について	9

（令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告）

陳情第1号 公募に拠らない図書館任用手続きに係る調査を求める陳情	10
一般質問	10
本多耕平君	10
松下哲也君	19
櫻井一隆君	25
鴻池智子君	33
深見迪君	39
渡邊定之君	52
長尾式宮君	59
類瀬光信君	61
延会の宣告	66

第2号（12月4日）

開議の宣告	71
一般質問	71
類瀬光信君	71
鈴木裕美君	77

報告第14号	専決処分した事件の承認について	81
報告第15号	専決処分した事件の承認について	81
報告第16号	専決処分した事件の承認について	81
報告第17号	専決処分した事件の承認について	87
議案第56号	標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第57号	令和6年度標茶町一般会計補正予算	90
議案第58号	令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	90
議案第59号	令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	90
議案第60号	令和6年度標茶町病院事業会計補正予算	90
選挙第1号	標茶町選挙管理委員会及び同補充員の選挙について	95
意見書案第11号	「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書	96
意見書案第12号	「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書	96
意見書案第13号	「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書	97
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	98
閉会中継続審査の申し出について	(総務経済委員会)	98
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	98
閉会中継続調査の申し出について	(広報委員会)	98
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	98
日程の追加		98
議案第57号	令和6年度標茶町一般会計補正予算	98
議案第58号	令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	98
議案第59号	令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	98
議案第60号	令和6年度標茶町病院事業会計補正予算	98
修正動議		99
閉議の宣告		103
閉会の宣告		103

令和6年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年12月3日（火曜日） 午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定

第 3 行政報告及び諸般報告

第 4 認定第 1号 令和5年度標茶町一般会計決算認定について

認定第 2号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について

認定第 3号 令和5年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について

認定第 4号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について

認定第 5号 令和5年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第 6号 令和5年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について

認定第 7号 令和5年度標茶町病院事業会計決算認定について

認定第 8号 令和5年度標茶町上水道事業会計決算認定について

（令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告）

第 5 陳情第 1号 公募に抛らない図書館任用手続きに係る調査を求める陳情

第 6 一般質問

○出席議員（12名）

1番 深 見 迪 君

2番 櫻 井 一 隆 君

3番 本 多 耕 平 君

4番 鈴 木 裕 美 君

5番 鴻 池 智 子 君

6番 齊 藤 昇 一 君

7番 黒 沼 俊 幸 君

8番 長 尾 式 宮 君

9番 松 下 哲 也 君（早退午後12時05分）

10番 渡 邊 定 之 君

11番 類 瀬 光 信 君

12番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 藤 吉 彦 君

副 町 長 牛 崎 康 人 君

総務課長	長野大介君
企画財政課長	齋藤正行君
税務課長	石黒敬一郎君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼	村山尚君
農委事務局長	
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教 育 長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和6年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

6番・齊藤君、 7番・黒沼君、 8番・長尾君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月4日までの2日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月4日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと思います。

なお、次の5点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を2件行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

1 件目は、工事請負契約の変更です。

令和 6 年第 2 回定例会において議決をいただき、工事を進めております、「令和 6 年度 桜団地公営住宅 S－3 号棟 住環境改善事業 付帯機械設備工事」について、契約金額が変更になったものです。

当初契約金額 6,462 万 5,000 円を 11 万円減額し、6,451 万 5,000 円となりました。

変更の理由としましては、給湯設備を変更する必要性が生じたためです。

2 件目も、工事請負契約の変更です。

同じく、令和 6 年第 2 回定例会において議決をいただき、工事を進めております、「令和 6 年度 桜団地公営住宅 S－3 号棟 住環境改善事業 建築主体工事」について、契約金額が変更になったものです。当初契約金額 1 億 7,765 万円を 34 万 1,000 円増額し、1 億 7,799 万 1,000 円となりました。

変更の理由としましては、内部解体の結果、躯体の一部にカビが発生していることが確認されたため、防菌処理を追加する必要性が生じたためです。

2 点目は、在沖縄米軍による矢臼別演習場での沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきまして、北海道防衛局から終了通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、令和 6 年 8 月 6 日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、令和 6 年 9 月 12 日から同年 9 月 23 日までのうち 10 日間、人員約 450 名、車両約 100 両、砲数は 155mm 榴弾砲 8 門という内容でありました。

このことを受けまして、令和 6 年 8 月 27 日に北海道と関係 4 町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」として、矢臼別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないことと合わせまして、夜間訓練の自粛、安全対策の徹底、情報提供と訓練の公開、規律の維持、騒音対策として住宅防音区域の見直しの要請を、北海道防衛局に対し行ったところであります。

また、町としましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、令和 6 年 9 月 2 日に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し内部体制を整えたところです。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、町ホームページや新聞折り込み並びに農家ファックスにより行なっておりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

3 点目は、「緊急時における飲料水等の運搬及び仮設トイレの設置管理に関する協定」の締結についてであります。

去る 9 月 13 日に標茶町と株式会社標茶衛生社との間で「緊急時における飲料水等の運搬及び仮設トイレの設置管理に関する協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

近年、日本各地で大規模災害が頻発しております。とりわけ大規模な地震災害による被災地では、災害時の飲料水の確保及びトイレ対策は喫緊の課題であります。このような中

で、今回、標茶衛生社様から本町へ協定のご提案をいただき、締結の運びとなったものがあります。

今回の協定により、地震等災害発生時の仮設トイレの提供、断水時に飲料水やその他物資の輸送などが確保されたことは、災害に強い町を目指す標茶町として、大変有意義であり、株式会社標茶衛生社様に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

4点目は、ぽん・ぽんゆのグランドオープンについてです。

去る9月30日に、釧路湿原かや沼観光宿泊施設「ぽん・ぽんゆ」が、指定管理者制度による運営のもと、グランドオープンを迎えました。

当日は、町議会からも議長をはじめとした議員各位にもご参列をいただき誠にありがとうございました。

また、素晴らしい施設の設計を手掛けていただきました、世界的に著名な建築家、隈研吾先生、デザイン設計を担当していただきました原研哉先生をはじめとして、町内外から多くのご来賓にもご参列いただき、天候にも恵まれ、標茶町にとって、この施設のオープンを迎えることができたのは大変意義深いものであり、多くの皆様と共にグランドオープンを迎えられたことに改めて感謝を申し上げる次第です。

この新しい温泉宿泊施設「ぽん・ぽんゆ」が、地域経済の活性化や観光振興につながることを期待しているところであります。

また、この施設の運営を担う株式会社 共立ソリューションズ様には、地域住民との交流や協力を通じて、質の高いサービスによる施設運営を実現していただき、多くの方々に愛され、本町のシンボルとして成長していくことを期待しているところです。

これからも標茶町が持つ自然や文化を大切にしながら、新たな魅力を創造していく所存であり、町議会をはじめとして町民皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

5点目は、東京・標茶ふるさと会の開催であります。

去る11月17日、東京・標茶ふるさと会が開催されましたので、その結果をご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町に縁のある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として発足され、今回が24回目の総会となり、会員34名、町並びに町議会をはじめとする関係機関から15名、標茶町にゆかりのある企業等からの出席者14名を含む計63名の参加により、相互交流や参加企業のPRも織り交ぜながら盛大に開催されました。

また、ふるさと応援大使の女優「高橋恵子さん」も出席され、映画監督の山本起也(やまもとたつや)氏と、今後予定されている映画に関するトークセッションが行われました。会場内では、町観光協会による物産品の展示販売も行われ、賑わいを見せておりました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、

会の主体性を尊重しながら、どう関わって合っていけば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、交流会の開催にあたり、J A しべちゃ、商工会、森林組合、観光協会及び当日参加の企業、クボタ環境エンジニアリング株式会社様、J F E 環境テクノロジー株式会社様から抽選会の景品のご提供と、雪印メグミルク株式会社様からは参加者へのお土産のご提供をいただきましたことに、感謝申し上げます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木悟君）（登壇） 令和6年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、7点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに「児童・生徒のいじめの問題に関する状況調査」についてであります。

本町は、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの未然防止・積極的な認知・早期発見・早期対応に役立てております。

11月に実施しました、今年度第2回目の結果についてご報告いたします。

「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約18.2%（56名）、中学生では約5.8%（11名）でした。昨年度と同程度の割合になっております。

また、「どんなことをされたか」の問いに対しては、「冷やかしからかい、悪口」が小・中学校ともに最も多い状況です。

そして、「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約8.8%（27名）、中学生が約13.2%（25名）となっており、6月の第1回調査と比較すると小学校では5名増加し、中学校は6名減少しました。引き続き、学校においては「S O S の出し方に関する教育」を充実させるとともに、家族や教師、友人、相談窓口等、自分に合った相談方法で困ったらいつでも相談できることを繰り返し周知してまいります。

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小・中学校ともに90%以上の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解や意識が醸成されているととらえています。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導や相談の対象としており、調査結果については、全家庭に配布し、家庭と情報を共有してまいります。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応

に努めてまいります。

2点目は、「令和6年度全国学力・学習状況調査」についてであります。

全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、小学校においては国語、算数、児童質問調査、中学校においては国語、数学、生徒質問調査が実施されております。

本町の調査結果の概要について申し上げます。

国語、算数・数学ともに全国正答率に対して下回る結果となりました。小学校国語は8.7%下回り、「話すこと・聞くこと」「読むこと」に課題が見られました。算数は13.4%下回り、「数と計算」「変化と関係」「データの活用」の正答率が低く、正しく計算したり、問題を読んで式や言葉を用いて記述したりすることに課題が見られました。中学校国語は1.1%下回りましたが、全国との差が縮まっております。数学は6.5%下回り、「数と計算」「図形」の正答率が低く、文字を用いた式で表したり、式を変形したり、式の意味を読み取ったりすることに課題が見られました。

学校質問紙調査では、町内のどの学校においても「言語活動について、国語科を要しつつ、各教科の特質に応じて、学校全体で取り組んでいる」の数値が高く、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の向上に向け、教育活動を充実させております。

児童生徒質問調査では、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれると思いますか」の問いに対して、小学校で98.1%、中学校で87.9%となっております。さらに、「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を活用することについて、自分のペースで理解しながら学習を進めることができる」の回答が、小学生・中学生ともに85%以上となっており、わからないことがあった時にすぐに調べたり、友達と考えを共有したり、自分の理解度・進度に合わせながら課題解決に取り組んだり1人1台端末が日常的に授業に取り入れられ、児童生徒の学力向上のために効果的に活用されていることが明らかとなりました。

以上、結果概要についてご報告いたしました。この調査において測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、課題について真摯に向き合い児童生徒の学力向上に向けて改善を図ることが肝要と考えております。

なお、今後実施予定の町独自の学力調査を含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取り組みを推進してまいります。

3点目は、第52回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9月14日、好天に恵まれ、第52回標茶町駅伝競走大会が開催されました。昨年よりハーフマラソンの部を設け、駅伝の部には東京ワイルズの選手も参加いただき、25チーム、選手175名、ハーフマラソンの部は41名、合計216名の選手が、標茶、磯分内間を力走いたしました。

今大会には、明治安田生命保険相互会社釧路支社、セイコーマート、雪印メグミルク、

セイコーマート磯分内店、文具のまつもと、標茶町スポーツ協会、ノースディア蝦夷八から協賛をいただき、また、釧路開発建設部には、コース除草作業や国道の電光掲示板による大会の周知とご協力をいただいたところであり、あらためて感謝を申し上げる次第です。

また、閉会式会場にはキッチンカーの出店もあり、ゴール後の選手や多くの観戦者にご利用いただき、大会を盛り上げていただきました。

4点目は、「標茶町スポーツ・文化表彰」についてであります。

令和6年度標茶町スポーツ・文化表彰を、11月3日、令和6年度標茶町総合表彰式で行いました。

この表彰は、令和5年度にスポーツ大会や、文化活動等で優秀な成績を収めた方を表彰するものであります。本年度の被表彰者は、スポーツ部門4個人、文化部門2個人でありました。

「全国、全道大会等において優秀な成績を収めたもの」に対する被表彰者として、第51回北海道中学校柔道大会、男子55kg級において優勝されました、標茶中学校3年、吉田新さん。

第51回北海道中学校柔道大会、男子66kg級において準優勝となりました、標茶中学校3年、武山幹大さん。

第51回北海道中学校柔道大会、女子40kg級において第3位となりました、標茶中学校2年、菊地愛依莉さん。

第20回北海道小学生学年別柔道大会、男子5年生50kg超級において第3位となりました、標茶町立塘路小学校5年、坂本凌河さん。

2023年度ブルグミュラーコンクール北海道大会、札幌ファイナル中学部門において金賞及び札幌市教育長賞となりました、標茶中学校2年、小林凜穂さん。

第14回バッハコンクール全国大会、小学5・6年A部門において銀賞となりました、磯分内小学校6年、小林華穂さん。

今回、受賞された皆さんが、今後も更に精進されて活躍されることを期待するものです。

5点目は、「第43回標茶町少年の主張大会」についてであります。

11月9日、標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者、教職員、応援の児童生徒ら122名の来場をいただき開催いたしました。

今年度の大会については、昨年同様「小学生の部」を開催し、発表する内容も総合的な学習の時間や特別活動等、教育課程内で学習した内容を、複数名によるチームで発表も可能として実施いたしました。

また、今年度においても大会運営スタッフとして標茶高校の生徒5名にご協力いただいたところであります。

発表者については、小学生の部6校11人、中学生の部3校4名により行われ、中学生の部の最優秀賞には、標茶中学校2年の柴田凜さん、論題は「自分と向き合って」が選ばれました。

なお、最優秀賞の柴田さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくことになります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところです。

6点目は、令和6年度「標茶町文化講演会」についてであります。

この事業は、町内の有志による実行委員会の主催で、12月1日に、標茶町コンベンションホールういずにおいて開催されました。

講師には一般社団法人ロコ・ソラーレ代表理事である本橋麻里氏を招き、「0から1をつくる ～地元で見つけた、世界での勝ち方～」と題して、自分の目標をしっかりとって臨めば日本人でも北海道人も世界と渡り合えることや、カーリングを通じて得たエピソードなど貴重な講演をいただき 会場に訪れた皆さんの心に響く講演会となりました。

また、講演終了後には、標茶町酪農振興会による牛乳消費拡大運動としてしべちゃ牛乳1リットルの無料配布が行われ、来場者に喜ばれたところでもあります。

7点目は、児童生徒が全道・全国大会において、好成績を収めましたので、ご報告いたします。

塘路小学校6年坂本凌河さんと標茶小学校6年武山心大さんが、11月17日に東京都で行われた文部科学大臣杯争奪第33回日整全国少年柔道大会に釧路選抜・北海道代表として出場を果たしております。

また、虹別小学校6年長瀬花菜さんが北海道牛乳普及協会主催の牛やミルクのある風景絵画コンクールにて、金賞を受賞いたしました。

今後の児童生徒の更なる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、

認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました、令和5年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎陳情第1号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。陳情第1号を議題といたします。

本件については、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、総務経済委員会に付託することといたします。

◎一般質問

○議長(菊地誠道君) 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

本多君。

○3番(本多耕平君)(発言席) それでは、私のほうから、通告に沿って2件の問題につ

いての発言をいたしたいと思います。

1 点目は、指定就労継続支援 B 型事業所「しべちゃコスモス」の支援策を早く提示すべきということで、町長の所見を伺います。

少子高齢化、人口減少等による政策課題は、本町に限らず、多くの自治体が直面している課題であります。特に福祉施策については、「一人の不幸も見逃さない」標茶の福祉政策の基本理念であると考えます。

育児支援、教育支援、困窮者支援、弱者への支援は、厳しい財政事情であったとしても、持続的に継続、そして充実していくことが望まれます。

標茶における総合福祉事業は、行政と民間団体が相互の理解と協力の下に事業が実施されていると理解しています。事業は弱者を守るという大きな責務があり、私はその思いから、次の点について町長の所見を伺います。

指定就労継続支援 B 型事業所「しべちゃコスモス」についてであります。

去る 10 月 30 日、コスモスの運営員会において、母体である社会福祉協議会より、令和 7 年 3 月をもって事業所の閉鎖の方向性が示されたと聞きましたが、町長はどのように理解していますでしょうか。

さらに、運営の在り方、支援も含め、どのような協議を進めているか。利用者、さらにはご家族のご心配について、一日も早く解決策を提示すべきだと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3 番、本多議員の指定就労継続支援 B 型事業所「しべちゃコスモス」の支援策を早く提示すべきとのお尋ねにお答えいたします。

指定就労継続支援 B 型事業所「しべちゃコスモス」につきましては、在宅で生活する障がい者を持った方が自立した生活、社会生活を営むことができるよう、平成元年 11 月より当時の「小規模授産施設」という名称で総合社会福祉センター内に開設した事業所で、制度の改正により平成 20 年 10 月に「しべちゃコスモス」と名称を変え、現在に至る事業所であると承知しております。

1 点目の令和 7 年 3 月をもって、事業所の閉鎖の方向性が示されたと聞きましたが、町長はどのように理解しているのでしょうかとのお尋ねにつきましては、しべちゃコスモスの閉鎖につきましては、利用者の減少により運営困難となったため、11 月 1 日に標茶町社会福祉協議会の会長をはじめ役員の方々から直接説明を受けたところでございます。

町といたしましては、社会福祉協議会やしべちゃコスモスの財務状況等を勘案すると大変厳しいところでありますが、事業所閉鎖はやむを得ないものと判断せざるを得ない状況であったところでございます。

しかしながら、現状通所されている利用者の方への対応が重要と考えており、標茶町社会福祉協議会における町内近隣市町村の各事業所との調整に当たっているところでありますが、事業所の選択権は利用者側にありますので、できる限り多くの選択肢を準備し、

利用者が自分に合う選択ができるよう、丁寧な対応を行うことを要請しているところでございます。

2点目の運営の在り方、支援を含め、どのような協議を進めているか、利用者、ご家族の心配について、一日も早く解決策を提示すべきと考えますとお尋ねにつきましては、事業継続のため、相談の中で明らかなのは、一定数の利用者が確保できなければ収支が成り立たないこと、現状では利用者増に向けた効果的な取り組みが見いだせないということがあります。相談協議は引き続き受けておりますが、まずは利用者を第一に考え、丁寧な対応をしていただくよう要請しているところでございます。

指定就労継続支援B型事業所「しべちやコスモス」は、あくまで、標茶町社会福祉協議会の運営する事業所であることから、町が直接運営に関与するものではございませんが、社会福祉協議会が連携を取りながら町として可能な限り努力して協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○3番（本多耕平君） ただいま、町長のほうからご答弁をいただきました。ある意味、私もただいまの町長のご答弁には、納得をするということではないわけですが、お話を伺いました。ただ、残念なことに、今、町長のご答弁は閉鎖ありき、やむを得ずという最終的な決断だったと私は理解をしております。

ご案内のように、あるいはまた町長ご答弁のように、この事業は福祉協議会が母体であるということは私も十分承知しております。その中で私は、福祉協議会の事業、それらについての問題について精細な物議を醸すわけではないですけれども、しかしながら、前段申し上げましたように、福祉事業というのは民間だけで目的が達成できるものではありませんし、行政だけでもできるわけでない。したがって、両輪となった中での標茶の福祉事業を目標を持って進めるというのが、私は理念だと今でも思っております。

その中で私は、持論でありますけれども、いつも言います。私は、福祉と社会教育の中で、いわゆる費用対効果を論ずることは、それは第2、第3の問題であろうと。まず、その事業、施策が町民にとって、あるいはまた行政にとってどうであるかということから議論すべきであって、今、お答えの中に、福祉協議会のほうの中でいわゆる財政難ということの中からやむを得ず、しかしながら、まだまだ通所をなさっている方々はたくさんいらっしゃいます。このコスモスの運営委員会の書類を私は見せていただきました。閉鎖の理由として一に挙げられているのが、やはり通所者が少ない、減ってきたからというような問題がございます。さらにはまた、協議会内部の、コスモス内部のいろいろな問題があるかもしれません。

しかしながら、私、前段申し上げましたように、福祉というのは共助の中で行っていくことが当然だと。まだまだ通所なさっている方が8人いらっしゃいますとお聞きをしました。これから見込めないから閉鎖するでは、通所なさっている方々が、生きがいの中

で、あるいはまた社会生活の中で自分の生きがいを見つけてきているのではないのでしょうか。そういう方々の生きがいの光と生涯の生きがいを、それを今ここで断っているのでしょうかと申し上げました。福祉協議会の事業といえども、行政としてどれだけ支援しなければならぬかということを私は十分議論していただきたい。私は、それが行政の役割だと思うのです。

コスモスの今年度の2回目の役員会の中で7年の3月に閉鎖するということを聞いたということで、運営委員の方々は15、6人いらっしゃいました。メンバーの方を見ましたら皆さんが一一知見者、学識経験者の方がいらっしゃいます。そんな中で、今の標茶のコスモスに通っている8人の方々、その生きがいを潰しているのですか。減っているとはいえども、まだまだこの本町の中には、コスモスに通いたい、でも事情によってやめる、あるいはまた他町村から事業所の方が来てくださって町内の通所者の方をそちらのほうへ向かわせるとか、そういう問題を聞くと、私は協議会だけに任せるのではなくて、改めて町が福祉施策の原点に立っていただきたい。

私の若い頃の話をするわけではないですけども、議長、申し訳ありません。このコスモスの問題には、時間に限りがありますので、総括的な質問に、発言になりますけれども、お許しをいただきたい。

私の若い頃には、標茶の町といえば福祉の町。標茶町といえば福祉の町。

(「そうだ」の声あり)

○3番(本多耕平君) 今、そちらのほうからそうだという声がありましたけれども、私は他町村に青年の頃よくパネラーとして行きました。その中で、特に女性の方が多かったですけども、ディスカッションしてまいりました。そんな標茶町の福祉を私は自負しております。

町長、いかがですか。福祉協議会が事業母体だからといって、やむを得ずという短期間での結論を出さずに、先ほど町長の答弁の中に利用者の今後の在り方を十分協議していきたいとありますけれども、これはコスモスを閉鎖するということを前提に置いた私は発言だと思うのです。いま一度お答え願いたい。所管する係ではなくて理事者として、福祉事業の中でこういう障がいを持った方々、この方々が標茶で生きていく明かりを持っているのです。

長くなりました。いま一度、町長、このコスモスについての支援策を考えることによって、このコスモスが持続、継続できる方策、施策があるのかなのか、お答え願いたい。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。

コスモスについては、私、職員でもありましたので、住民課長、それから保健福祉課長のときからずっとコスモスとの関係については見てきたところでありますので、状況については十分把握した上で、今回なぜこんな形に突然と皆さん思われるかもしれないけれども、実はその前からいろいろ問題があって、様々なことをお願いしていたのですが、結局

そういう打開策が見つからないで現状に來ているということが一番です。

それで、社会福祉協議会の中においても、コスモスの位置づけ、改善策についてもなかなか積極的な議論がされないで今日に至ったというのが一番でありますし、私は、この中でやはりコスモスの中心になるべき組織というのは、家族会だと思っています。家族会については、残念ながら、今、会長不在の状況で、会長のその利用者もコスモスをやめられるというような状況があつて、さらに今、コスモスの運営が窮地に陥っている。そういう状況の中で、やはり一定程度刺激を与えながら、これからいろんな選択肢、やめざるを得ないという結論は一定程度出しながら、それを町民の皆さん、いろんな方々に訴えながら少し進めるのが、一番私は得策かと思っていました。皆さんコスモスに対する温度差が認識含めて非常に低いということが実感としてあつて、なかなか議論がされなかった、関係者も進んでいないという状況を見ていました。

それで、実際に家族会の何名かの方が私のところにも來ましたし、その方が一致団結して、残った8名の方がでは本当にどういう形の方向性を望んでいるのかということをもずは、今、事務局をやっている社会福祉協議会のほうにぶつけてくださいという話をしています。

その中で、どんな可能性があるのか、例えば新たな受皿ができるのか、自分たちで受皿をつくろうとしているのかとか、そういった方向性をできるだけ早く見つけてください、それが見えた段階で、社協さんが引き続きそれを支援、社協さん自らも支援するのか、新たな受皿を含めてそれをお願いするような形になるのかということをも、これからできるだけ早い時期に形を出していただければと、そういう話をしています。

それに対して、町としてもしっかりとやることを支援していくということで、今、考えておりますので、ここにきて、来年の3月ということは社協さんが決めていますけれども、ただ、私は1人になっても1人の方向性が決まらない状況だけは残さないような形をしてくださいということを言っています。方向性が決まるまで社協さんとしては責任を取っていただくということが方向性だと思っていますので、そういう全員の方向性が見えるまでは社協さんとしても閉鎖は難しいのではないかと、そんなふうに思っています。ですから、いろんな形を、今、家族会の方を中心に社協さんと具体的にどうしようかということが一番の鍵かと私は思っていますので、それに対して方向性が決まった段階で支援をしていきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 町長、私、何度も言います。この問題については、能動的になっていただきたい。いわゆる受動態、受け身ではなくて、支援をどうして要請してくるのだという、待つのではなくて福祉ということから考えれば、今、この事業所は存在しているのです。その事業運営が困難になったというときに、ではこちらから、どうすればその事業が持続できるのですかという、受け身ではなくて、やっぱりこちらから能動的に動いていただきたい。私はそれを言いたいのです。

だから、私は前段申し上げましたように、この閉鎖ということが社協の中では話し合っていたかもしれないけれども、私も不勉強で申し訳ないのですが、ある方から電話があって初めて知ったのです。そういいますことは、コスモスは行政がやっている、標茶町がやっているみんな思っているのです。でも、私はその町民の方には言いました。これは母体は福祉事業であると。でも、行政としても、福祉のことを考えれば放ってはおけないでしょうと。したがって、私も町長の考えを議会の中でいただきたいということは答えておきました。

さらにまた、昨日、町民の方から電話をいただきました。議会でこの問題で質問するようだけれども、実は母体は社会福祉協議会の中にあるのだと。その中で、ぜひ本町としての行政支援がどうあるべきかということについて理解していただきたいという、実はその方も社会福祉事業の中で職員あるいはまた利用者としての経験者の方ですから、プロの方ですから、いわゆるコスモスについてのいろんな問題がありました。

でも、私、何回も言います。平行線をたどった町長との議論はしたくないのですけれども、ぜひ行政のほうから、このコスモス事業は標茶の大事な福祉施策の一環であるということをも十分理解して、こちらから投げかけていただきたい。家族会の要請を待つとかというのではなくて、事業として協議会と共に両輪で、こういう障がいを持った方々の明かりを消さない、そういう原点に立って、ぜひお約束いただきたい。来年3月の閉鎖ということはまず次のことに置いて、どうすればこのコスモスの事業が継続できるのかということをごちらから積極的に福祉協議会のほうに話を持ちかけ、協力をして、両者でもって事業を続けましょうと。初心に返って、先ほど町長はお答えになりました。職員のときに大変苦勞なさったということも、私は昨日お電話いただいた方からも聞いております。町長自身もその中で努力をしながら、このコスモスを30年間も続けてきているのです。事業費がなくなってきたから、では、どうしてなのだとということまで、ぜひ内容を十分議論していただいて、協議会が出した3月閉鎖ということは撤回していただいて、ぜひ事業が継続できる、しますということを、再度平行線をたどるような答弁ではなくて、力強い町長の最後のこれについてのご答弁をいただきたい。

（「お願いします」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私も本多議員と思いは同じです。一人の不幸も見逃さないで、やはり標茶の中で生活していただきたい。一定程度の収入を得ながら、やはり自信を持って、生きがいを持って生活していただきたいということについては変わりはありませんし、これまでも職員のときを含めて、町長になってからも同じ思いでやってきました。

ただ、周りの環境を含めて変化していることは事実なので、事務局長に対して個人的にいろんな話も伝えていますが、さらに担当含めてですね、スピード感を持って、来年の3月までにどんなことが可能なかを考えたい。ただ、そこにあるのは、やはり利用者の皆さんが何を望んでいるのかということで、いろんなことを聞いていました。今の子

供たち、利用者の方々が生きがいを持って作業しているので、今ある資材を有効活用しながら何とか継続できないかとか、いろんな話を伺っていますので、これから私もいろんなことを手がけ、さらに担当を含めて、来年の3月までにどんなことが可能なのか、それがどういう形だと可能なのかということを含めて、スピード感を持って対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） この問題についてはこれでやめますけれども、私は以前に一般質問したときに、前町長からこのようなご答弁をいただきました。議員諸公の一般質問については、お願いが多いと。もっと毅然とした要求をすべきでないかというようなご答弁を実はいただきました。その町長のご答弁について、私も先般もまた議員必携を見ました。確かに一般質問の中身はそうであってはならないというふうに書いてありました。お願いではいけないと。議員諸公は、もっと自分の意見に確信を持った質問をもって理事者にぶつかりなさいと議員必携にも書いてありました。したがって、今回、町長、私は言います。この問題は、お願いではございません。ぜひ、このコスモスの問題も含めて、福祉協議会との十分な議論をしながらこの事業継続を、またお願いになってしまいますね。すべきことを私はここで申し上げて、お願いではないです。3月の定例会にまた同じような質問ができないように、ぜひ町長のご決断を希望するところであります。

少し私、力が入るとつい声が大きくなって、皆さんに失礼ですけれども、なるべく声を大きくしないようにやります。

続いて、2番目の質問に移りたいと思います。

一日も早い物産センターの設立を求めるという2番目の質問であります。

標茶町における人口減少の実態は、限界集落への一步と言っても過言ではありません。商店街の多くはシャッターが下り、消費者の選択肢がなくなり、かつての標茶の活気のあつた町の実態は、もう取り戻せないのでしょうか。

私は、そのような微力な町ではないと思います。広大な大地、自然環境があり、そして何よりも次世代を担う子供たちがたくさんおります。

先日、少年の主張を拝聴いたしました。これからの将来を、そして標茶のすばらしさを体験を通して発表していました。2022年には議員会の申入れで中学生との懇談会を実施し、学生たちからの町及び行政に対し、まちづくりの情熱的な意見が多く語られました。

町長の公約でもある物産センターの設立は、今こそ住みよいまちづくりの起爆剤の場として、町民に提供することが大事であると考えます。Aコープしべちゃ店の閉鎖の件で、JA、商工会、標茶町の三者のストア再開の事案はどのように進んでいるのでしょうか。

また、物産センターの設立に対する町長のご判断を改めて伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、本多議員の一日も早い物産センターの設立を求めることのお尋ねにお答えいたします。

Aコープしべちや店の閉店から、早くも1年以上経過しております。

昨年3月定例町議会においてご質問いただいた際に、「建物所有者である農協から今後の店舗の方向性、考え方を示していただき、その後、具体的な議論を進めていく」ことで、農協、商工会、町で確認したところですが、農協として核となるテナントの誘致を断念したとお知らせを受けたところです。

その後、その間にも事務レベルで情報のすり合わせを行っており、進捗状況についても早くお知らせしたかったのですが、先週改めて、農協、商工会、町と旧Aコープ店舗の利活用について意見交換を行い、当面、旧Aコープ店舗を活用し、物産センターを含めた形での利活用として検討を進めていこうということで確認をしております。

今後においては、関係機関と調整を取りながら検討準備委員会を立ち上げることで合意したところですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○3番（本多耕平君） 町長、申し訳ないです。私ちょっと今、聞き逃したのですけれども、三者でもって、いわゆる建設といいますか、設立の準備をしている、進んでいるということによろしいのですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 以前から、昨年の閉店が決まる直前にも、昨年8月だったと思うのですけれども、町、商工会、それから農協と三者で、今後どうするという話の中では、やはり物産センター、私の公約がありましたので、それ以前は物産センターについては新規の建物ということも想定をして作業を進めていた矢先に空き店舗ができてしまったということで、まずやはりそこを有効活用しながらやるのが一番だろうという話になりました、農協さんからも可能性としては町がそういう方向性であれば使ってもらえるのならという話があったので、進めておりました。

ただ、一部、店舗について誘致している部分もありましたので、その結論を待っていたということもあって、それで先週、改めて今の状況を確認して、町、農協、商工会で物産センターをその中に入れる、さらに可能なものについて検討していくということでの準備会を進めて、早急にスピードアップをして、今後、検討していくということになっております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 町長、私、この件で先日、農協のほうの参事、専務理事と協議をしまいりました。残念ながら、今の町長のご答弁とは相反するお話を実はいただいたわけです。

それで、私、すぐ商工会の会長にも伺ったら、当然、商工会のほうもあまり理解をしていない。会長が替わったということで、いわゆる引継ぎもなされていないようで、私は困ったなと思っていたわけですが、では、町長おっしゃるように過去にあったAコー

プを何らかの形でもって、三者でもって、今、町長が考えている物産センターといいますか、何かそういうストア店舗をつくっていきたい、あるいは協議したいということで進んでいるということで、再度お伺いいたしますけれども、三者で合意なさっているのですね。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先週末に最終的に三者でまた集まりまして、今後、物産センターを核にしながら空き店舗の有効活用を検討していこうということで確認が取れています。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） すばらしいご答弁をいただきました。私の再質問の内容とは全く違うので、ちょっと何か再質問ができなくなるような感じですがけれども、ここで1つ、私この物産センターといいますか、在り方について私の希望といいますか、本町としてどういう立ち位置を取るのかということでお伺いしておきたいと思っておりますけれども、確かに、今、町長おっしゃるように、箱物を建てるというのは今の諸情勢からいえば大変難しいことだと思いますし、それはまた観光センターというものについてもハードルが高いということとは私もよく理解しております。

しかしながら、前段申し上げましたように、標茶の町のシャッターが下りて本当に寂しくなっている。中学生と話したときにも、道の駅を作っていただきたい、作りましょう。あるいはまた、町の中に、お正月になったら、あるいはまたクリスマスになったら、明るいまちづくりのためにも点灯してほしい。そういうまちづくりに子供たちが大きな期待をしている。

さらに申し上げれば、今、商店街がどんどん減っている中で、物産センターという限られたものではなくて、やはり標茶の消費者が選択肢がないような、あそこに行けば人にも会えるし買物もできるというような、私はまちづくりの一步としての起爆剤としてのものをつくっていただきたいということと、物産センターでありますから、先ほど町長が行政報告でありました東京ふるさと会の中でふるさとの物産センターを設けて好評を得たというふうに、本町には限りない物産があるわけです。目に見えないものがあるのです。

例えば、鹿の角にしても、個人的ですけれども、民芸品みたいなものを作って、みんなにプレゼントをする。高校生の食材の問題もいろいろありましょう、あるいはまた、加工品の問題が標茶にはたくさんあるはずですよ。ふるさと納税の返礼品においても、約80種類あると私は聞きました。1つ、2つは知っていても、町民にとっては標茶にどんなものがあるということも全く知らないと思うのです。というふうに、そういうものをやっぱり物産センターの中で展示あるいは販売することによって、まちづくりの一手にもなるでしょうし、何よりも茅沼の観光ホテルができたということは、いわゆる観光客なり、多くの方々がここを通るわけです。標茶の町の中には、トイレも近くにない、買物するところもない、そんな町ではね。

町長、私は先日、十勝のほうに老人クラブで忘年会に行つてまいりました。2日間、道の駅回りをしました。北海道には120の道の駅があると聞いて、私はびっくりしました。

その町、自治体、それぞれが自分の町のPRのために頑張っています。したがって、今、町長がおっしゃいました、前に進んだのであれば、本当に幸せなことです。道の駅なんていう程遠いものでもなくてもいいですから、物産センターという町長の公約でもあるものを一日も早く成功させてください。それがまちづくりの一步になると私は確信をしていますし、消費者も町民もそれを望んでいると思うのです。ぜひ、いま一度力強いお言葉、お答えをいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 大変心強い質問をいただきまして、ありがとうございます。

基本的には、もともとは道の駅作りたい、多くの町民からもそういう場所が標茶にも必要だということで考えてはいたのですけれども、なかなかやはり高額な予算がかかるということを含めて、まずは物産センターから始めてはどうかという話になって、今に至っているところであります。

それで、空き店舗の農協の施設につきましては、かなり広い施設ですので、今、いろんなことの中では、今までの町民の皆さんからの寄せられている課題で、雨の降ったときに子供の遊べる場所がないということを実は多く言われています。あわせて物産センターとそういう子供が遊べるような施設をぜひ作れないかということ、頭の中で思っています、それは今、地方創生の交付金がいろいろ出てきていますので、特に人口減少対策を含めてそういうものを有効活用するというのが一番のタイミングかということは思っていますので、そういったことも含めて、町民の皆さんからこんな施設があったらいいなというものを受けながら、この検討委員会を中心に引き続きスピード感を持って対応していきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「終わります、ありがとうございます」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で3番、本多君の一般質問を終了いたします。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） ちょっと冒頭、私、28日に肺炎で町立病院に入院いたしまして、でも院長と師長から、3日の定例会には出て構いませんと、ぜひ行ってくださいというお墨つきをいただけてきましたので、あえて今日出席させていただきました。ただ、具合が悪くなったらすぐ戻ってきてくださいということで、私、今日は外出届を出しまして、12時10分まで病院に戻って、また午後から4時間の点滴を受けなければならぬので、質問も割と簡潔に、また、答弁のほうも明快にいただいて、なるべく再質問を行わないような形で終わっていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、旧阿歴内小中学校の利活用計画の進捗状況はということです。

昨年、12月定例会においても、この件について質問いたしましたが、再度その進捗状況について伺います。

先の答弁では、公民館、農協事業所、消防団施設等が複合的に入る施設整備に向け、各機関と調整しているとあるが、その状況についてはどうなっておりますか。

令和9年度の移転、供用開始のスケジュールとなっており、それに向けて6年度に基本設計、7年度に実施設計、8年度に改修工事等となっておりましたが、近年、本町においても公共施設の建設が行われております。事業費の平準化を図っていかないと大変なことになると思っておりますけれども、そういうことを考慮してもこのスケジュールに変更はございませんか。

また、改修に併せてZEB化の導入に向けて検討を重ねてきていると思うが、ランニングコスト、費用の試算、補助制度の精査等の状況はどうなっておりますか。

閉校校舎の利活用ということでは、旧中御卒別小学校をしべちや農楽校に転用して、今回が2例目に当たります。閉校校舎の有効な利活用案としては、期待を大にしているところであります。改めて、この計画に対して町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の旧阿歴内小中学校の利活用計画の進捗状況はとのお尋ねにお答えいたします。

この阿歴内小中学校の利活用は、町政懇談会での地域からの意見、JAしべちやあるいは消防からの相談がきっかけとなったことは、昨年12月定例会でご答弁申し上げたとおりでございます。これらの課題解決のため、さらに地域コミュニティーあるいは交流人口を増すという手段として、旧阿歴内小中学校を再整備する、利活用するというのがこの計画の出発点であり、この考えにより、令和5年6月に基本構想となる「旧阿歴内小中学校利活用計画」を作成したところであります。

また、本年度において8月に「基本設計策定のための検討シート」を策定し、現状での課題、今後の計画の進め方について整理したところであります。

1点目の「公民館等が複合的に入る施設整備に向けて各機関との調整の状況」についてですが、JAしべちやあるいは消防ともにこの計画については理解をいただいているところであり、この後、基本設計策定と並行して具体的な調整を進めていくこととしておりますので、ご理解を願います。

2点目のスケジュールについてですが、昨年の2月の総務経済委員会所管事務調査においてお示しさせていただいたとおりであります。校舎の再整備を行うために必要な改修をできるだけ有利な補助金や交付金を活用して実施することを踏まえたスケジュールとしてご提示させていただいたところです。

このスケジュールに基づきますと、本年度、基本設計に着手する予定ではありましたが、昨年の12月定例会でもご答弁申し上げたところですが、補助金や交付金スケジュールの再精査を行うとともに、事業費の平準化などを考慮した上で判断が必要であったため、本年度の基本設計着手は見送ったところであります。

今後についても、他の事業を勘案しながら基本設計を進めてまいりたいと考えているところですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のZEBの導入に向けての検討についてですが、ランニングコストについ

ては、今後、基本設計等で詳細な数値が出されるものと理解していますが、以前に参考値として試算した数値ですが、地中熱を利用した場合は、灯油での暖房と比較して3割程度低減されとの提案を受けた経緯もあります。

費用の試算については、昨年12月にご答弁申し上げたとおり、ZEBの基準により、ZEB Ready、Nearly ZEB、ZEBの3つがあり、ZEB Readyは概算経費で7億円弱で、補助金が3分の2であります。Nearly ZEBは概算経費で8億4,000万円程度、補助率は同じく3分の2、単年度は5億円が上限となっております。続いて、ZEBは概算費用で約10億円でございます。これも同じく補助率は3分の2となっております。

本町は、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。その取り組みとしてZEB化というのが一つの方策というところでございまして、それ以外の方法や費用対効果も含めて、基本設計の中で引き続き研究、検討していくこととしておりますので、ご理解を願います。

また、補助制度の精査等についてですが、10月に国の機関であります北海道地方環境事務所においてZEBを含めて補助制度の活用について打合せを行ったところです。また、10月31日になりますが、デジタル田園都市国家構想交付金の個別説明会にも参加し、具体的なアドバイスをいただいたところであり、ZEBを含めた多様な補助制度の活用により、財政負担をできるだけ軽減する取り組みも行っておりまして、ご理解を願います。

最後に、この計画に対しての所見についてですが、ご案内のとおり、旧阿歴内小中学校の利活用は庁舎内でプロジェクトチームを構成し、検討を続けてきております。地域の課題を地域にある財産を有効に活用し解決していく計画としており、施設の有効活用とあわせ地域の活性化にも資する計画と認識しているところであります。

一日も早い実現に向けてさらに努力してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） なるべく再質問しないようにということですが、いわゆる今年度の基本設計は断念したということなのですが、本当に補助制度、補助金の対応が、まだ検討しているような状況、勉強している状況という中で、それでいくと、どんどん校舎も1年ごとにやっぱり風雨にさらされてきて傷んでいくというのもまた事実。そのやっぱりタイムリミットというの、ある程度あると思うのです。目標として、いつ頃基本設計を出せるのか、そこだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から時期のお尋ねがありました。明確な具体的な時期をお答えできればよろし

いのですけれども、本来であれば今年の基本設計について予算化をして進めるというところであったということは先ほどもご説明申し上げまして、その背景にあるのは各種事業がある中でのこの先の財政負担も含めた平準化が必要というお話であります、それについて、今後、状況的には短期・中期的には変わらないということで考えますと、先ほど来話がありました物産センターのこともありますし、あるいはほかの公共施設のこともありますので、その年の優先課題をどうするかというところで若干また後ろにずれる可能性もあるのかと考えております。明確に3年以内とか5年以内とか、申し訳ないのですけれども、今、申し上げられる状況にはありませんので、含めてご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） いろんな事業が並んでいる中で、いわゆる財政負担が少しでも有利な方向を狙っていくということは、これは当然なことであります。そういうことで十分協議を詰めた中で進めていっていただきたいと思います。

次、2番目にいきます。

この2番目も、ちょっと1番とも関連するような質問内容です。未利用の町有施設に対する今後の基本的な対応はということ。

少子高齢化という全国的な流れの中で、本町もピーク時と比較して人口は半減近い7,000人を割り込んでしまいました。それに伴い、各地域の保育所、小中学校の閉所、閉校がそれぞれの地域住民の了解の下で実施されてきております。その後の施設の活用法については、地域住民の意向を聞き、協議を重ねてきていると認識しております。

しかし、かなり長い年月にわたって利用されていないのが現状であります。このままいくと、長年風雨にさらされ、使用不可の状態になりかねないことを危惧しております。

過去に同僚議員も、それぞれの施設に対する維持管理費について質問しております。また、いつ見学者が来てもいいように、周辺の維持管理は行っているとの答弁もいただいております。しかし、現状は問合せの話はなかなか聞こえていないのが現実であります。このままいくと、今後、行財政上の負担が大きくなっていくと思われるが、所見を伺います。

今後は、解体を含め、売却や賃貸価格の見直し等を含めて、あらゆる媒体を活用して再利用に向けて取り組んでいくことが重要な課題であると考えます。

これらの未利用施設に対し、今後、基本的にどう取り組んでいくのか、それに対しての所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の未利用の町有施設に対する今後の基本的な対応はとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の維持管理の行財政上の負担についてですが、長期間未利用となっております旧弥栄小学校、弥栄児童館、旧久著呂中央小中学校、久著呂へき地保育所、旧中久著呂生活改善センター、旧阿歴内小中学校、阿歴内へき地保育所の7施設については、令和5年度の維持管理費は合計で366万7,193円となっており、今後、人件費や物件費の上昇に伴い、

増加するものと見通しを持っております。

2点目の未利用施設に対する基本的な取り組みですが、行政目的を果たさなくなった施設でも他の目的に転用できるものについては、転用して活用しております。

転用できない施設は用途廃止、老朽化などで解体が必要なものについては、優先順位を定め、計画的に解体を行っております。

まだ使用に耐えられそうな施設については、地域の利活用計画が整った場合は地域で使っていただき、そうでないものについては、貸付けまたは売払いを検討することにしております。

現在、廃校施設については、文部科学省のホームページ、その他の施設については町ホームページ上で周知をしているところですが、議員ご指摘のとおり、様々な媒体の活用を検討する必要があると考えております。具体的には、現在町が管理している閉校施設については、転用1件、転用の検討中1件、貸付け1件、貸付けまたは売払いの検討2件として取り組みを進めているところであります。

また、今年度、塘路地区において未利用となっていた教職員住宅2件を用途廃止し売り出したところ、2件とも契約に至っております。

今後も検討を続け、可能なものについては譲渡を計画したいと考えておりますし、遊休施設の活用、維持管理経費の圧縮に向けて努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） なるべく再質問しないようにと抑えてきたのですが、またちょっと元気が出てきましたので。

要は、特に、例えば阿歴内地区の旧共済組合の事務所、あれが新築して移転していった後、そこは今、セントラル牧場さんが借りていますよね。借りているのか、買ったのか、ちょっとそこら辺はまだ確認していないし、また、職員住宅は民間の人が多分入っております。そういうことでは、やはりそこら辺が、保育所の関係なんかもうちょっと早く手を打てばよかったかと思ったりもします。

360 何万円でしたか、365 万円近い金額が、何も使わない施設に対して、早く言えば1年間投げているわけです。私、そういうことを考えていくと非常にもったいないと。ですから、早く売れるものは売って、きちっと登記さえしてもらえれば固定資産税で入ってきます。いくら安くても、借りてもらえれば賃貸料として入ってきます。全く逆の構造になってきます。そういうことでは、少しでもそういうものは精査して、売れるものは売る、借りてもらえるものは借りてもらうという取り組みをどんどんやっていただきたいと思います。

ただ、校舎に関しては、先ほど阿歴内の小中学校の関係もありますけれども、管外のところの閉校した校舎はお菓子の会社に売却されていたり、管内では、ほかの町村ではクラ

フトビールのプラントといいますか、工場に活用されていたりといろいろなことが、他町村と比較してはちょっとあれなのですけれども、オファーがあって応えて利用されているということでは、もっと早くやっぱり私はこの利活用に向けたPRというか、それに力を入れていっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

3番目にいきます。

総合表彰式の在り方について再考を。

行政報告、また、教育の関係の委員会からの報告もありましたけれども、11月3日に総合表彰式が行われております。標茶町表彰条例による総合表彰式が、毎年、文化の日に合わせて行われております。施行規則では、功労表彰、善行表彰、勤続表彰の3種とされていて、また、同時に福祉基金条例施行規則による顕彰、また、教育委員会によるスポーツ表彰、文化表彰も併せて行われております。この1年間の活躍または長年にわたって地域社会への進展に貢献されてきた個人、団体を表彰し、その功績をたたえております。

近年、功労表彰の在住功労部門対象者、これは「70歳以上の者で50年以上本町に在住し、勤労であった者」の参加者が少なくなってきたことが顕著であります。表彰者の送迎の希望を取るなど、対応していることは認識しておりますが、今年度は対象者83名のうちわずか7名の出席でありました。私自身も表彰対象者ということで参加しましたが、お互いに、「今年は少ないね」「これだけしかいないんですか」という声は聞きました。本当にちょっと寂しさを感じたものです。

表彰式というものは、地域の連帯感や結束力を醸成する役割も果たしており、その意義は理解しております。参加者の減少を防ぎ、増やしていくために、この表彰式の在り方、対応を再考すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の総合表彰式の在り方について再考をとのお尋ねにお答えいたします。

本町では、表彰条例に基づき、町政の振興に寄与し、または住民福祉の増進に功労がある者について、例年、文化の日に総合表彰式を行っております。表彰式の中で最も対象者が多い在住功労者について、70歳以上の者で50年以上本町に在住し、勤労であった者を表彰基準としております。

参加者の減少を防ぎ、増やしていくための表彰式の在り方、対応と再考とのお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、近年の被表彰者については毎年80名から100名で推移しておりますが、出席率は10%台となっており、表彰式出席者減少傾向になっております。これまでも表彰式の在り方については課題であり、令和3年度からは毎年受賞者にとって魅力ある表彰式になるよう様々な見直しを行ってきましたが、残念ながら出席率の向上にはつながっていません。

一方で、欠席される方や辞退する方は、住んでいるだけなのでということ意見もあることや、条例制定から60年以上経過し、時代の流れとともに被表彰者の受賞に対する考え

方の変化も感じています。現在、本町の在住功労と同様の表彰を行っている道内の市町村は13の市町村のみであり、その中でも表彰基準は、本町が年齢、在住要件ともに一番低いことがわかりました。

本町の表彰条例を制定した昭和36年は、平均寿命が68.4歳でありました。現在は84.5歳と条例制定から60年以上経過して16歳以上も平均寿命が延びております。受賞者にとってより価値の高い重みのある表彰にするために、時代に合った年齢、在住要件への引上げを検討したいと考えております。対象年齢の引上げによって総合表彰式の場合にお越しいただくことは今まで以上にハードルが高くなるため、表彰の方法を自宅に訪問して表彰するなど、受賞者の負担のかからない形に検討したいということも考えております。大切なのは、受賞者の方のご功績に対して、町民の総意で敬意と感謝の意を表することであると思っております。

総合表彰式場での受賞者の人数は減ってきておりますが、対象人数に合った式典の開催方法について、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 今の答弁の中で、今後とも十分検討していくということです。単にやめればいいというものでもないだろうし、かといって、このまま続けていって、またどんどんひどい状況になっていってもちょっとあれなものですから、表彰者との価値観というか、そこら辺というものは非常に大事だと思っております。そういうことで、十分それこそ熟慮して取り組んでいていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終了いたします。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 2番、櫻井です。

質問ですけれども、みどり認定こども園の構想を伺うということで、町長に質問するものであります。

質問の趣旨。新しくみどり認定こども園を建てるに当たり、設計に着手していると思うが、次の点について基本的な考えを伺うものであります。

- 1、建設場所と建設面積及び工事予定額について聞きます。
- 2、受入れ園児数は何人か。年齢ごとに受入れ予定人数を教えてください。
- 3、建設財源の内訳と町負担額について聞くものです。
- 4、空調設備の方法と設置に伴う予算及び財源について聞きます。
- 5、遊具ほか、前庭整備の予算について聞きます。
- 6、供用開始予定日時について聞きたします。

以上について町長の考えを伺うものであります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2 番、櫻井議員のみどり認定こども園の構想を伺うとのことにお尋ねにお答えいたします。

みどり認定こども園につきましては、議員ご案内のとおり、園舎の建設予定地は矢臼別演習場着弾点から 13.8 キロメートルほど離れた箇所を予定し、令和 4 年 6 月に実施した防音調査により採択基準を上回る騒音が確認されたことから、防衛施設周辺防音事業の決定を受け、本年度から実施設計を行い、令和 7 年度から 2 か年で工事完成を目指しております。

1 点目の建設場所と建設面積及び工事予定額について聞くとのお尋ねですが、建設場所は、旧標茶中学校校舎跡地を活用しております。建設面積は、建設延床面積で 801.8 平方メートル、駐車場、進入路、前庭を含めた敷地面積は 6,175.1 平方メートルとなっております。工事予定額は、現在実施設計を行っておりますので、増額する可能性がございますが、約 15 億 6,000 万円となっております。

2 点目の受入れ園児数は何人か、年齢ごとに受け入れる予定人数について聞くとのお尋ねですが、現園舎と同数である 70 名の定員を予定しております。年齢ごとの受入れ予定人数については、0 歳児 6 名、1 歳児 10 名、2 歳児 10 名、3 歳児 14 名、4 歳児 15 名、5 歳児 15 名の合計 70 名を予定しております。

3 点目の建設財源の内訳と町負担額について聞くとのお尋ねにつきましては、防衛施設周辺防音事業を活用するほか、新園舎の暖房方式を脱炭素化の観点から地中熱ヒートポンプ方式を採用することから、環境省所管・地域レジリエンス事業と北海道経済部ゼロカーボン推進局所管・新エネルギー設備導入支援事業を活用するものであります。

建設財源の内訳と町負担額につきましては、総事業費 15 億 6,000 万円のうち、防音事業の 5 億 5,900 万円、環境省事業 1 億 4,300 万円、北海道補助事業 5,000 万円を見込み、それから差し引いた 8 億 800 万円が町の負担となり、現段階では、そのうち 7 億 6,000 万円について過疎対策事業債を予定するものであります。

4 点目の空調設備の方法と設置に伴う予算及び財源について聞くとのお尋ねですが、空調設備の方式は、外調機により温度や湿度を調整し、室内に送風する「単一ダクト空調方式」としております。

外調機の送風温度の調整には地中熱を利用し、床暖房にも利用する予定となっており、冷房方式はエアコンを採用する予定となっております。

空調設備工事の概算工事費は、先ほど申しあげました総事業費の内数となりますが、1 億 9,300 万円となっており、財源につきましては、防音事業補助金で 1 億 2,600 万円を見込んでおります。

また、地中熱設備工事の概算工事費につきましても、総事業費の内数でございますが、3 億 4,400 万円となっており、財源につきましては、先ほど申しあげた環境省補助事業で 1 億 4,300 万円、北海道補助金で 5,000 万円の、合わせて 1 億 9,300 万円を見込んでおります。

5 点目の遊具他、前庭整備の予算について聞くとお尋ねですが、遊具はブランコ、滑り台、鉄棒、登り棒、砂場などを設置するほか、グラウンドや菜園スペースを整備する予定です。

あわせて、町道から進入路及び駐車場など外構整備を予定しております。

工事費につきましては、1 億 3,800 万円となっております。

6 点目の供用開始予定日時について聞くとお尋ねですが、新園舎の建設工事については、令和 7 年度の着手、令和 8 年度中の竣工を予定しており、供用開始予定日時については工事竣工後の令和 8 年 12 月中を予定しておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2 番（櫻井一隆君） 主に数字を聞いたわけですが、この中で一番気になるのは、空調設備とその方法についてちょっとお伺いしたいのですが、今、空調設備については地中熱を利用してのエアコン方式ということですが、この地中熱に関して、僕もあまり地中熱について詳しくないのですが、その取り出す方法、ヒートポンプを使って地下水をくみ上げての熱交換方式なのか、それとも地下水をくみ上げないで地中熱を利用しての方法なのか、水をくみ上げての交換方式なのか、水をくみ上げない交換方式なのか、そこらはどうなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 地中熱の方式についてお答えいたします。

地中熱の回収の方式としましては、地中に約 100 メートルぐらいのボーリングをして、その中に U チューブという、中に不凍液の入ったチューブを差し込んで、それを循環させることによって地中の、大体 15 度程度の地中には熱があるという部分で、そのチューブの中を不凍液が循環することによって、そこで熱を回収してヒートポンプに持ち込んで、ヒートポンプで圧縮して熱源にするという形でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2 番（櫻井一隆君） 今、いろんな媒体を使って熱交換を促進するということでしたが、この費用対効果というかな、そういうものについて初期投資が非常に高いと思うのですが、それに伴って、標茶町で初めての建設ですよ。それで、試験的なものを掘ってやるのか、それとも試験はしないでそのまま着工に向けてやっていくのか、試験はあるのかないのか、そこらはどうなのですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 地中熱の回収の部分につきましては、今年度の実施設計の中で、1 本でありますけれども、ボーリングを落としまして、ボーリング調査を実施しております。その中で、そのボーリングの 1 本で吸収熱量を調査しておりまして、1 メートル当たり 32 ワットの試験結果となっております。その試験結果から、今回の工事に必要な熱量を確保するためには、先ほど言った、熱回収する U チューブの延長が 5,836 メートル

必要だという計算結果の下、54本のボーリングを掘ってUチューブを設置することによって必要な熱量を回収できるという設計結果となっておりまして、その結果から先ほどの概算工事費が算出されているわけでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） Uチューブなるものを使って、100メートルの深さで54本掘っていくということによろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今の計画では、54本掘ってUチューブを設置するという計画でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） それで試験をするということで、いつからこの試験というか、それに取りかかるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 熱回収の試験については、もう終了しております。今年の実施設計で1本ボーリングを掘りまして、そこに試験のためにUチューブを設置して、熱の回収を行ったところでございます。その結果で今回の設計となっております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） わかりました。

それで、2点目のほうに質問を移したいと思います。

クラウドファンディングの活用と運用について町長のお考えを問うということになっております。

質問の趣旨。9月定例会において、クラウドファンディングを財源とした備品購入費150万円、引退馬受入れ厩舎建設費500万円の2件、合計650万円の補正予算が可決成立いたしました。これは平成30年からの訓令を急遽運用規則に変えてのことであるが、私は内容が十分でないと思うので、次の点について質問をするものであります。

1番目、口座管理については、ふるさと納税受入れ口座の中にクラウドファンディングの金額も一緒になっていると聞いております。利用目的が異なるので、別々に管理すべきでないかと思うわけであります。

2番目、引退馬受入れを推進するならば、事業内容を町民に知ってもらい、参加協力を求めるべきであると思うのですが、お考えを伺いたい。

3番目、厩舎を建てるに当たり、建築基準法の遵守や構造計算書は必要なのでしょうか、お伺いいたします。

4番目、支援対策者との契約をするに当たり、どのような内容なのか示していただきたい。また、契約に違反すると認められる事案が生じたときの罰則規定はどのようなになっているのかお伺いするものであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2 番、櫻井議員のクラウドファンディングの活用と運用についての町長の考え方をとのお尋ねにお答えいたします。

1 点目の口座管理についてですが、令和 3 年に制定させていただいた標茶町ふるさと寄附基金条例に基づき管理しているところであり、ご質問のとおり、クラウドファンディングとそれ以外についても同じ基金口座で管理しております。

クラウドファンディング以外でも、標茶町ふるさと寄附記念品贈呈事業取扱要綱により、クラウドファンディングを除く「馬と共に暮らせる町…標茶」事業のため」「子どもたちの教育環境の充実のため」「貴重な自然や遺産を守るため」「将来を担う次世代の育成」「関係人口や交流人口の拡大」「基幹産業の発展」「安全安心な暮らしのため」「指定しない」と 8 つの使途を定めた寄附をいただいております。寄附金は経費を控除し基金に積み立てていますが、使途ごとの金額は明確に区分されており、現時点で別々に管理する必要は見当たらないことから、今後とも現状の取扱いを続けたいと考えております。

2 点目の事業内容を知ってもらい、参加協力するべきではないかのご質問ですが、平成 29 年から展開しております「馬と共に暮らせる町…標茶」の事業であります。まち全体として馬を核とした地域づくりに取り組んでおり、その主要事業として引退預託馬の受入れをクラウドファンディングを活用し展開しているところです。議員ご指摘のとおり、町民に知ってもらい参加協力については、本町の取り組みとして広く町民の皆さんにも知ってもらい、協力していただける方などを求めることは重要と考えており、これまでも広報紙やホームページなどで P R してまいりましたが、今後の効果的な方策について検討させていただきたいと存じますのでご理解願います。

3 点目の厩舎の建築についてとのお尋ねですが、法律の遵守は、当然、必要でありますので、どのような法令、書類が必要であるかは、建設前に関係課のチェックはもちろんのこと、関係機関に確認しながら進めてまいりたいと考えております。

4 点目の支援対象者との契約の内容を示してほしい、また、契約違反時の罰則規定についてとのお尋ねですが、補助対象者とはお尋ねの契約書を交わすこととはなく、事業計画書あるいは納税確認書などの必要な申請書等を提出していただき、審査、決定という手続を踏むことになります。よって、契約ではなくて、補助条件を遵守していただくことにより、本制度においても他の制度同様に補助金の交付決定の取消し、返還という規定は整備しており、補助事業者が「法令または、この規則に違反したとき」「偽りその他、不正の手段により補助金を受け、または受けようとしたとき」「補助金の決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき」には、当該補助の措置を取り消し、または既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができることと規定をしておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 1番目についてですけれども、今までのとおり別に口座を分けなくてこれからも経理をしていくということでしょうけれども、寄附をしてくれるのは、善意の第三者というのか、標茶を応援してくださる方々で、今までふるさと納税も含めて9億円近いお金、そして寄附者においては約4万人の方が平成30年から協力していただいていることですので、万が一、こういう一緒に会計処理していて間違いないのか、そこらもはっきりしたほうがいいのではないかと私は思うのですが、再度伺いますが、このままでよろしいでしょうか。どうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成30年からクラウドファンディングをはじめとして、寄附をいただいております。現時点で町の収入で寄附をいただき、それでもろもろの経費を差し引いた部分で、それを寄附基金条例に基づいて基金は通帳で管理させていただいて、翌年度以降、その基金を一部取り崩しながら各種事業を展開している、令和4年からその財源に充当させていただいておりますが、そういったことで活用させていただいているということは、議員、ご案内のとおりだと思います。

現時点で町の収入になりますし、しっかりとそこから経費を控除して積むという設備の中で、直接現金を職員が取り扱うという部分は全くありませんので、そういった事故については現時点で想定できない。ましてや、基金の管理につきましては担当の者は触れない。これは条例の中で会計管理者が基金の管理を扱うというのは決まっていますから、そこは町長直轄の出納室、会計管理者がその責任を負うということということで、私ども企画財政課の職員は基金の通帳についても通常であれば触れないということ、事故は起きないという想定の下、管理しておりますので、現時点でそういった不都合が生じてはいないことから、一括で管理しても問題はないと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 直接職員が現金に携わることはないということで、管理は万全だという説明を受けました。わかりました。

それで、2点目の引退馬の受入れを推進することについて、私の考えとしては、馬主たちが地元で馬の組合をつくってございます。そういう組合を通じて、もうちょっと馬を今扱っている人たちに積極的に呼びかけてはどうかと、こう思うわけです。そして、その呼びかけるに当たって、今後どのくらいの馬が標茶町に来ていただけるのか、また、その応援をもらうための町として活動は今どのようになっているのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

9月定例会の補正予算の上程のときにも若干説明させていただきましたが、この制度が

始まる際に事業の概要については既存の団体の皆様に説明をした経過がありますということは、当時9月定例会のときにもご答弁申し上げたと記憶してございますが、議員ご指摘のとおり、町長答弁にもありましたが、この事業を広く町の方にも知ってもらって協力を求めるということは必要だと考えておりますので、どのような方法がいいのかということとは検討させていただきたいと思っております。

それから、原資についてはクラウドファンディングを活用してこの補助金等々を賄いたいという趣旨でスタートさせていただきました。現時点で年度の獲得目標 4,000 万円ということを目標値にして、中央のほうでいろいろ寄附金の獲得に担当の委託している方については一生懸命活動していただいて、クラウドファンディングの獲得、それから引退預託馬のオーナーさんとの調整等々をしていただいております。現時点で 4,000 万円ですと、それなりの数は引退預託として受け入れることは可能ですけれども、やはり将来的に大事なのは、オーナーさんと受入れ牧場の信頼関係の上で成り立っている制度でありまして、今、受入れをしていただいている2軒の農家さんというか、受入れのところは、非常にオーナーさんからも評判がいいといひましようか、本当に信頼関係の上で成り立っていて、本当にありがたいと思っております。

その中で、長くその事業を続けたいということで、現在は受入れ頭数 11 頭ぐらいが町内にいますけれども、当面の目標値として、今、16 頭を目標としております。それは長く、一気に大量にすることは可能なものかもしれませんが、やはりこれはオーナーさんからの希望があって初めて実現することですから、それを少しずつ増やしていきたいということで、当面の目標値を 16 頭としているところでございます。将来的には、この 16 頭を見直すかどうかについては、またいろいろ協議しなければなりませんけれども、当面、少しずつ増やさせてもらって、16 頭ということ、今、主眼に置いて進めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、今後の方針についても答えていただいたのですが、現在、11頭の馬を 16 頭ぐらいが妥当であると、このようにお考えということで、馬のごとく速く多く集めるのかと思ったら、牛のごとく確実に一步一步ということがよくわかりました。

3点目、ちょっとお伺いしたいと思いますが、建築基準法とか構造設計についてのことですが、クラウドファンディングのお金を使って建設をするに当たって、どうしても建築基準法とか構造計算書ということは必要なわけです。

それで、1つお伺いしたいのが、本町において畜舎特例法というのを制定しているのか、制定していないのか。もし制定しているとしたら、その運用というのは、この事業について可能なのか、そこらをお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時18分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 先ほども述べましたが、厩舎を建てるに当たり、建築基準法の制定や構造計算書、これについて必要なのかという中で、畜舎特例法について伺いましたわけですが、どのような形になりますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

畜舎特例法については、令和4年4月1日に施行された法律でございます、正式には畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律ということになります。

対象となるものにつきましては、畜舎建築利用計画を作成、申請し、北海道知事が認定したものが対象となります。認定された場合におきましては、建築基準法では、木造500平米以上、その他の施設については200平米を超える建築物に対して必要とされている確認申請が、高さ16メートル以下の平家の場合、3,000平米以下まで不要となる法律でございます。

ただし、対象は農畜産物の生産に関わる畜舎、堆肥舎となっており、乗用馬を含む愛玩動物を飼養するための畜舎は含まれないとなっておりますので、今回対象となるかどうかについては、申請があった段階で確認する必要があると思われれます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 畜舎特例法は、畜舎に関して堆肥舎であるとか牛舎、そういうものに該当するというのですが、これは厩舎については該当しないということですか、もう一度聞きます。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） あくまでも農畜産物の生産に関わる動物が対象となりまして、乗用馬とか競走馬については対象にならないということです、今回の引退馬となりますとその扱いがどうなるかというのはちょっと、認定が北海道のほうになりますので、計画を作成、申請した段階で北海道のほうでどういうふうに審査されるかということが出てくるかと思いますが、その審査の段階で認定を受けていれば3,000平米以下は不要となりますが、認定を受けられない場合は一般の500平米以上が建築確認申請が必要ということになると思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 本町として、そうしたら畜舎特例法を申請する意向はありますか、ないですか。どうなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 申請の部分につきましては、事業者さんがすることとなりますので、町ですということではないと考えております。あくまでも、今回の補助をそれこそ町に対して申請してくる段階において、そういう物件だということが確認できるかできないかということになりますので、あくまでも建物の建築に関することですので、申請者の方の申請になると思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 重ねて伺いますが、そうしたら申請者が個人的に申請するということで、結構法律的に難しいと思うのです。それで、本町としてそういう人たちに支援する体制というのは取れますか。どうでしょう。そこは応援してくれますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

建築基準法の確認申請の部分、畜産業に関しての要件を緩和するという法律の適用だと思ひまして、これは法施行されているので、どなたにも申請をする権利があるという状況です。

担当課長から北海道知事が認定をするという計画のことでもありますけれども、相談がありましたら町のほうでつないでスムーズなやり取りができるようには心がけたいと思ひますし、可能であれば事前にある程度道庁のほうに照会をかけながら、こういったものであれば適用されるかについては確認をしておきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 町としてでもクラウドファンディングを通して馬を奨励しているわけですから、全面的にそういう希望者があれば応援していただきたいと、こう思うわけです。

4番目の件について移りたいと思ひます。

対象者との契約に対してという表現をしましたが、これは契約でないということでしたか。そうですね。

それで、その内容というのは標茶町引退乗用馬飼育環境整備支援補助金交付規則となっていますが、これに伴って物事を進めるということによろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 議員、ご指摘のとおりでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） クラウドファンディング並びにふるさと納税については、多くの第三者の善意でもって実施されているわけですから、ここも罰則も含めて明確にしていけることが標茶町の信頼に通ずると、こう思うわけです。ですから、軽々に流されることなく粛々と物事を遂行していただきたいと、こう思ひます。

以上です。これにて私の質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、手話言語条例の制定に向け取り組むべきということで、町内には聴覚に障がいを持つ「ろう者」の方が少数おります。このような聴覚に障がいのある方々にとって、大切な言語伝達手段が手話であります。町も意思疎通のための事業として、必要な場合、釧路市より手話通訳の人を派遣し、対応されております。しかし、日常生活現場では手話対応が難しい状態で、筆談やメール等で対応可能と判断されているのではないかと思います。もし、その場に手話のできる人がおられたら、様々なトラブルは回避できるのではないのでしょうか。今までろう者に対して町として具体的にどのような対応をされてきたのか伺います。

また、ろう者といっても、中途失聴者と生まれながらの聴覚障がい者では言語の理解度も違ってくると思います。行政が町民の方々にも広く手話に対し関心を持つことが、ろう者の方々との共生になると思います。私も、数年前より手話の必要性を感じ、手話の勉強中です。まずは、おはようございます、こんにちは等の挨拶、比較的に覚えやすい手話等を町のSNS等で配信するなどの取り組みを進めてみてはどうかと思いますが、町の考えを伺います。

私は、今後、標茶町においても、手話言語条例の制定を見据え、調査、研究、協議するべきと考えます。条例の制定により、手話はろう者にとって大事な言語であるということをごひいまい度多くの方に知っていただき、手話人口を増やし、障がいのあるなしにかかわらず、共に安心して暮らしていける取り組みを進めていくべきと考えます。既に釧路市は条例を制定されており、中標津町も制定に向けて動き出しています。条例の制定についての町の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の手話言語条例の制定に向け取り組むべきとのお尋ねにお答えいたします。

手話につきましては、平成18年の国連総会において、障がい者の権利に関する条約が採択され、言語には「音声言語」と「手話言語」があることが認められ、平成23年に改正された障害者基本法に「言語（手話を含む）」と明記されたところでございます。

1点目の今までろう者に対して町として具体的にどのように対応されてきたのか伺いますとのお尋ねですが、現状、標茶町地域生活支援事業実施規則に基づくコミュニケーション支援事業として、手話通訳者派遣事業及び派遣業務に係るコーディネート業務を北海道ろうあ連盟に委託をし、実施しているところでございます。

また、手話を学び、聴力障がい者と交流を深める中、聴力障がい者の抱える問題を認識し、理解と協力の下にそれらを解決するために共に活動することを目的とした「標茶手話の会」に対し、運営費の一部助成を行っているところでございます。

2点目の比較的覚えやすい手話等をSNS等で配信するなどの取り組みを進めてはと

思います。町の考えを伺いますとのお尋ねですが、現在、実施している自治体の状況等を調査し、研究を進めてまいりたいと考えております。

3点目の条例の制定について町の考えを伺いますとのお尋ねですが、2点目の答弁と重複いたしますが、現在、条例を制定済みの他の自治体等の状況や条例の内容等を含め研究をさせていただき、条例制定について判断したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 最初の質問の対応の部分なのですが、私が今まで見てきた対応の中では、いろんなイベントがあったときに、ろう者の人たちが来て、やはりそういう人たちというのは、すごい興味があるので、いろんなところで私たちに話しかけてくるわけです。

でも、相手方は私たちの唇とかを読む勉強もしっかりされていますし、その内容は、ろう者の人たちというのは、私たちが言っていることは理解はしてくれるのです。

ただ、私たちが向こうが言っている言葉を理解してあげられないというところに、そういう場面も私は何回も見てきました。これは何とかならないのかということで私もやっぱり必要性を感じて手話の勉強を始めたのですが、今、町のほうからも助成をさせていただいて、それは取り組んでおりますが、この年齢になって手話を簡単に覚えられるのかと言われると、なかなか覚えられない現実もあります。

そこで、より多くの人たちに手話を学ぶ機会というのを町発信で何かしていただけないものかということが、まず1つであります。SNSの発信も、今、調査研究しというのもありましたけれども、町が発しているスマホとかに載っているユーチューブみたいなところに、ちょっとしたそういう取り組みも今後できないわけではないのではないかと考えておりますので、この点についてもう少し町として何かできるというところ、まず町として一番最初にできる取り組みとしては何ができるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

町の取り組みでございますが、この件に関して特別何かあるかというと、現状、まだ何もないような状況でございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、今後、先進自治体の取り組み状況等を研究させていただきまして、本町にとってどのような形がいいのかということを含めて、研究をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） わかりました。まず、一番最初に取り組みやすい、私がどういうところから取り組んできたかということ、手話、まだ指文字も本当に何が「あ」なのか「い」

なのかというのわからないところからサークルには入りましたが、その前段階で手話歌というものがありまして、それを通してある程度、歌なら、メロディーがついたものであれば覚えやすいというところから、私は手話歌から入らせていただきました。それは、数十年、毎年、1年1曲、何かの歌を手話で歌えるようにという取り組みをずっとしてきておりまして、今もそれを続けているのですけれども、まずアンパンマンの歌だとか四季の歌だとかは割と言葉がゆっくりで手話の動きもそんなに難しくないというところから私は始めましたので、まず、こういうところが始めていくのも一つの手ではないかなと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。もう一度お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま議員のほうから手話歌のほうをきっかけにしてというようなご提案がございました。私、大変不勉強で申し訳ございません、手話歌というものを詳しく承知していないものですから、これも含めて研究させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 先ほど、最後の質問なのですが、条例については研究調査し、制定に向けてと、これから多分動いていただけるのであらうと考えておりますけれども、この制定は1年、2年ですぐ進むものだということも私は考えておりません。ほかの市町村もこの条例に向けて動き出してから、やはり3年ぐらいの年月が経っている。やっとなんていうのが、ほかの市町村でもそれがわかりました。すぐできるものだとは思ってはおりませんけれども、ぜひとも、うちの町としても、この手話言語条例に向けてやっぱり積極的に取り組んでいただきたいと思います。町長にもう一回だけお伺いしたいのですけれども、積極的に取り組むという姿勢で今後いついていただけるのか、まだしばらくは取り組む状態ではないということなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 議員ご指摘のとおり、私もろう者に会ったときに、相手は口元を見たりとか、私が言おうとしていることは理解していると言いながら、その方とは結構親しくしていたので、いつも話が一定程度は伝わるかと思ったのですけれども、私がもっと手話ができればもっと会話ができたのかなということを実は感じているところであります。

今、条例の話ですけれども、条例だけ先行しても実態が伴わなければ何もならないと思っています。ですから、今、議員からいろいろな取り組みの方法のお話がありましたので、そういったことも含めて、より実効性のある、条例だけ先行しても何も活用されないというのでは意味がないと思いますので、その辺を含めて研究させていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君）　ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これはちょっと質問ではないのですけれども、来年は11月15日から26日までの間に、ろうあ者の五輪、東京デフリンピックということも行われるということが決まっております。これはもう国を挙げてそういう人たちに対して支えようというのですか、音が聞こえない人たちの立場に立って、それでもこの人たちはオリンピックをやるという、こういうふうな前向きに取り組んでいる人たちを私たちはやっぱり最大限応援していかなければいけないと考えておりますので、もう一度このところはそういうところも汲んでいただいて、前向きに進んでいっていただきたいと思います。

では、2つ目の質問に移ります。

児童虐待防止対策を推進すべき。

11月は、こども家庭庁の「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」期間となりました。全国の児童相談所（児相）が2022年度に対応した虐待相談件数は21万4,843件で、過去最高となりました。児童虐待防止法が定義する虐待は、身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待の4種類があり、2022年度に児相が対応した虐待のうち約60%が心理的虐待で、子供の目の前で家族に暴力を振るう「面前DV」もこれに当たります。

そこで、虐待を受けている子供の「サイン」を見逃さず、間違っていないので虐待かと思ったら、まず児童相談所のダイヤル189の活用をしてくださいとのこと。この189というのは、「いちはやく」という読み方をするそうです。この内容のポスターは公共施設に貼り出されており、町としても取り組んでいると思います。今まで町として、また、教育現場で虐待の相談があった場合、具体的にどのように対応してきたのかを伺います。

また、このダイヤル189の活用も、さらに広く町民に周知すべきと考えております。児相とDV対策関係機関との連携強化に取り組み、子供と保護者が安心して生活できる相談体制を整えるべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君）　町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇）　5番、鴻池議員の児童虐待防止対策を推進するべきとのことのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、11月はこども家庭庁のオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン期間となっております。町においても公共施設内にポスターを掲示、窓口にパンフレットを備え付けるなどとして、児童相談所のダイヤル189の普及啓発に努めてきたところであります。

1点目の今まで町として虐待の相談があった場合、具体的にどのように対応してきたのかのお尋ねにつきましては、虐待の相談または虐待疑いの相談が町に寄せられた場合は、直ちに内部で相談内容を共有し、関係機関と連携を図っております。

一例としまして、未就学児童であれば、登園先の認定こども園、保育園、担当保健師との連携、就学児であれば、教育委員会指導室、通学先の学校との連携になります。その後は、釧路児童相談所へ情報共有を行った後に、虐待緊急度リスクアセスメントシートによ

り虐待の重篤度の判定を行い、特に重度のケースは警察への速やかな情報提供、子供の緊急一時保護を検討してまいります。

中度、軽度の場合は、町内の関係機関による継続的な支援を実施していくこととなります。

2点目のダイヤル 189 の活用をさらに広く町民に周知すべきとお尋ねにつきましては、町としても議員ご指摘のとおりと考えているところであり、従前の公共施設内へのポスター掲示等の方法に加えて、町において実施可能な周知方法について、幅広く検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

3点目の児相とDV対策関係機関との連携強化、取り組み、子どもと保護者が安心して生活できる相談体制を整えるべきとお尋ねにつきましては、本年9月26日に保健福祉課職員3名と子育て支援センターの職員1名が釧路児童相談所主催の市町村児童相談担当職員受入研修に参加し、援助方針会議の見学、釧路児童相談所に併設された一時保護所の見学、所長との面談を行い、釧路児相との連携強化の取り組みを進めております。また、既存の標茶町要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、認定こども園、保育園、学校などの子供に関わる関係機関とのさらなる連携強化を図り、子どもと保護者が安心して生活できる相談体制を整えたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

教育現場で虐待の相談があった場合、具体的にどのような対応をしてきたのかとお尋ねですが、学校においては、日常的に児童生徒の健康状態を観察するとともに、心身の状況を把握することにより、虐待の早期発見、早期対応に努めております。児童虐待防止法によって学校、教職員に求められる役割は、虐待の早期発見に努めること、虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対策担当課）や児童相談所等へ通告すること、虐待の予防、防止や虐待を受けた子供の保護、自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと、虐待防止のための子供などへの教育に努めることであります。

このことを踏まえ学校は、虐待と疑われる事案を発見、見聞きした場合は組織的な対応につなげ、速やかに関係機関へ連絡することになっております。教育委員会が連絡を受けた場合は、保健福祉課児童福祉係が所管する要保護児童対策地域協議会において協議し、児童相談所への通告等の対応を行っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） このチラシなのですけれども、私が目にしたのは開発センターのところに1枚大きなポスターが貼ってありました。あと、担当の課のところにこれがあったのですけれども、結構枚数が積んでありまして、これを積んでおくだけではなくて、もう少し全家庭とか、そういうところにきちんとこれが届くような方法ということを何かで

きないかなと思ひまして、広報紙に挟むとか、何かそういう方法で本当に全員のところにこれが行き渡るというような形は取れないのかと思ひました。

そして、皆さんのところにはこちら側が出ているのですけれども、この裏側に結構いい文言が書かれていまして、貼り出した場合、こっち側は見られていないということもありましたので、こういうところもしっかり皆さんの目に届くような対応というのにも必要ではないかと思ひました。

そして、本当に虐待というのは家庭の中で起きれば見つけづらいという部分もあるので、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、やっぱり子供の体に何か異常がある、同じ服を着て出てきているとか何かが、SOSというのですか、そういうところというのが発信をしていると思います。そこを私たち大人がいかに早く見つけてあげるのかということが、今回、問題なのではないかと思っています。まず、先ほどおっしゃってましたこのチラシ、あと公民館でこの小さいチラシを見たのですけれども、当然、これが各学校にもいっていると思いますけれども、このチラシが各学校から生徒のところに手渡っているということは、確認できていますでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、文部科学省から来た通知、そういったものについてリーフレットも含めて各学校に発出しているところでございます。そこから学校から保護者へチラシがいくということになります。

学校につきましては、そのチラシ、それから発出した通知文、そういったものを各教職員への研修ということで早期に発見、そして早期に対応しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 先ほど教育長がそういう事例があったときには組織的に取り組んでおりますということを言っておりましたけれども、過去にそういう事案が入ってきて、それを未然に防げたというような事例とかというものはありましたでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） 先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、役場の保健福祉課児童福祉係が所管する要保護児童対策地域協議会に、情報がありましたら速やかにそちらのほうに情報を提供し、そして児童相談所への通告等の対応を行っております。その際、児童相談所への情報提供ということで、児童相談所の判断ということで家庭に指導という事案がございました。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 虐待というのは見えないところで起きるというものでございますので、本当にこれは周りがよく見ていてあげないといけないということですし、虐待を行うのは申し訳ないけれども大人だと感じていますので、大人が自分のことというふうになんとか受け止めて、虐待を自分がしそうになっているという親にも、このポスターという

のはやはり意味があるかと思います。虐待は本当に今後ずっとゼロになるということはないかもしれませんが、皆さんでこういう情報を共有することによって減らすことはできると考えておりますので、今後とも、11月の1か月間がその月間であるから12月、1月はもういいのだみたいな形ではなくて、これはもうずっと将来的に続けていかなくてはならない事例だと思っておりますので、このところもしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問したいと思います。

私のほうからは、小中学校トイレ個室に生理用品の配置を、何回目かの質問でございます。

北海道では、「学校のトイレに生理用品を配置することは、子供たちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環である」として、令和5年度より全ての道立学校のトイレで生理用品配置を実施しています。その必要性、意義もさることながら、全ての道立学校で実施していることに踏み切ったということは、ただ試験的に行っているということではなく、必要であるということを示していると思いますが、いかがでしょうか。

思春期の月経は周期も不安定で、いつ来るかわからないという性質のものです。また、月経周期のことを習っても、理解不十分な側面もあると思います。そんなときにトイレに行ったら生理用ナプキンがあるとわかっていたら、安心して自分の体と付き合うことができ、学校生活を過ごせるとは思います。いかがでしょうか。

保健室に取りに行けばいいという大人目線の発想ではなく、そもそも子供たちは月経という体の現象に出会ったばかりの子もおり、戸惑いも大きいものであることは容易に想像できます。また、思春期ゆえの恥ずかしさという感覚も持ち合わせていることは誰もが経験してわかっていることかと思えます。保健室に他の子がいたら恥ずかしくて言えないとか、毎月のタイミングが合わなかったとか、いろいろと子供にもプライバシーがあると思います。したがって、保健室に取りに来なさいという申請主義のようなスタイルではなく、トイレに行けばあるという温かみのある方式を子供が言わなくても大人側から配慮して用意するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

北海道教育委員会はこうした取り組みが全道の学校に広がるよう設置を検討する市町村教育委員会を支援していくとも言っていますが、こうした教育的意義を前向きに捉え、本町も学校トイレ個室に生理用品の設置に踏み切るべきと考えますが、いかがでしょうか。

この課題について欠けているのは、当事者、つまり児童生徒や保護者へのアンケートの実施や意見を聞くということではないでしょうか。この点についていかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1 番、深見議員の小中学校トイレ個室に生理用品の配置をとのお尋ねにお答えいたします。

1 点目の全ての道立高校で実施に踏み切ったということは必要であるということを示していると思うがどうかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、北海道においては、モデル事業の実施を経て、令和 5 年度より全ての道立学校において生理用品をトイレへ配置しております。

モデル事業の結果と生理に対する生徒の理解度等を踏まえて、総合的に判断したものと考えております。

2 点目の月経周期のことを習っても理解不十分な側面もある、トイレに行って生理用ナプキンがあるとわかっていたら安心して学校生活を送れると思うがどうか、3 点目のトイレに行けばあるという温かみのある方式を子供が言わなくても大人から配慮して用意すべきであるかどうかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、生理用品をトイレに具備することは、携帯するのを忘れてしまった子供たちにとって、より便利な環境であると考えます。

また、生理用品を忘れた際に恥ずかしくて言えない、月経についての理解が不十分な子供がいるかもしれないという点も否定はできません。

しかし、そのような子供たちも含めて、養護教諭などが関わりを持ち一人一人の状況をしっかりと把握し丁寧に指導した上で、最終的には自己管理できる力を育てることが保健指導の目的であり、学校としてもそのように取り組んでおります。

トイレに生理用品を配置することにより、養護教諭などが子供たちから直接声を聞き、衛生指導を行う機会が減ることを危惧するところであります。

4 点目の北海道教育委員会はこうした取り組みが全道の学校に広がるよう設置を検討する市町村教育委員会を支援していくとも言っているが、こうした教育的意義を前向きに捉え、本町も学校トイレ個室に生理用品の設置に踏み切ってはどうかとお尋ねですが、令和 4 年第 2 回定例会、令和 5 年第 3 回及び第 4 回定例会において答弁させていただいておりますが、本町においては生理用品の携帯の徹底や生理に関する指導はもちろん、養護教諭等が日常的に子供たちと関わりを持ち、きめ細かい対応と指導がされております。生理の問題に限らず、様々な相談活動を通して、安心な学校生活を送っていると考えております。

5 点目のこの課題解決について欠けているのは児童生徒や保護者のアンケートへの実施や意見を聞くことではないかとお尋ねですが、これまで繰り返し校長会を通じて教育現場の状況を確認しております。また、PTA、保護者会、コミュニティ・スクールにおいても、そういった要望や意見は全くありません。

これまで述べてきたとおり、教育委員会としては現状で生理用品をトイレ個室へ設置する考えに至っていないことから、アンケートの実施は考えておりません。引き続き各学校

の実態を把握しながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の小中学校のトイレ個室に生理用品の配置をとのお尋ねに引き続きお答えいたします。

5点ほどのお尋ねですが、いずれも教育長答弁のとおりと考えておりますので、ご理解を願います。

小中学校のトイレ個室に生理用品の配置につきましては、学校現場の意見、教育委員会の意見を尊重し対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） ちょっと私も驚いたのですが、全然考え方、取り組み方が進歩していない。なぜ北海道教育委員会が道立学校の全てのトイレにこれを実施したかということについて、どのように捉えているのかということは答えられなかったと思うのです。

これ、内閣府の男女共同参画局の令和6年1月末の発表です。ここでは一部だけ読み上げますが、「市内中学校1校での取組から市内全中学校への取組へと拡大した」と。「窓口等における対面よりも個室トイレに設置するほうが効果的であることが分かったため、個室トイレでの設置を増やした」と。さらに聞いてほしいのですが、「保健室での養護教諭の個別対応から、トイレへの常設へと変更した」と。これは内閣府の男女共同参画局の作った資料です。こういうことについて全く答弁が進展していない。どういうことなのかなと。アンケートも取らない。当事者である児童生徒の心というか、考えも聞かないということについては、私はちょっと信じられないと思います。

市民団体や高校生や大学生が、これにあまりにも行政が取り組まないで、自ら取り組んだ例が全国にいくつもあります。

読売新聞のオンラインを見ますと、市民団体が小中学校に通う女子児童生徒を対象に実施したアンケートで、約8割が学校の女子トイレへの生理用品の配備を望んでいることがわかった。保健室には常備されているが、約半数が恥ずかしさから行きにくいと感じていたと。教育長、どうですか。こういう実態を私はつかんでほしいからアンケートを取る、あるいは子供たちに意見を聞くということを求めたのです。ところが、こういうこともしないでそういう意見は全く出ていませんというのは、これはおかしいのではないかと思います。非常にこの点で言えば、実態として大変な状況が見られます。これも読売新聞のオンラインで見たのですが、半数以上が「トイレトペーパーなどで対応した経験がある」と答えているのです。教育委員会はこういう実態をつかまえていないでしょう。児童生徒から率直に意見とか、それからアンケートを取っていないからわからないのです。わからない中で答弁されても困るのです。保健室で生理用品を受け取ることにに関して、49%が保健室には「行きにくい」と、これも読売新聞のオンラインで答えているのです。それはな

ぜかといったら「恥ずかしい」とか「他の友達や先生に知られたくない」、「担任の先生が男性だと言にくい」、こういうデータを全国的に調査して、つかんでいるのです。それで私は今回、改めてまた児童生徒の皆さんから、そういうアンケートを取ってほしいと言ったわけです。

岡山の市立高校の女子生徒3人が、これ面白いのですけれども、3人集まってやっぱり始めようということで、「生理革命」と自分たちで名づけて、生理用品を実際にトイレにこの子たちが置いて、そうしたら約1,000人の生徒らのうち約7割が使用したと回答しているのです。この3人は、岡山県ですから、県内の公立学校の女子トイレへの生理用品の設置に向け、まずは希望する県内の高校で実証実験を行うことを目指したと。子供らが自らこういうことをやっているのです。ただ、お金がかかります。どうしたかといったら、この3人の高校生は昨年12月から、昨年というのは2023年のことですが、昨年12月から生理用品を賄うためのクラウドファンディングとオンラインによる署名活動を実施したと。何とクラウドファンディングで6月までに200万円以上の支援金、これが集まったというのです。それで県内の全ての高校にこれで買って配ったと。そして実際に実施を。こういうことを教育委員会では調べようとしませんか。実際にこういうふう子供たちが動き出しているということです。どうなのですか。簡単にそういう要望は全くないというような答弁とアンケートを実施する気持ちはないということだけれども、そういう姿勢の出どころというか、姿勢に至った理由は何なのですか。

実際に今、僕が言ったように、これいくつかの例がまだあるのです、大学生の例もあります。恐らく教育委員会は、そういうことをいろいろ調べたり読んだりして知っているのではないですか。だけれども、議会の答弁になると、そういう答弁になってしまう。何が原因でしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

今、議員お話しされたとおり、教育委員会としてもネットや様々なデータを見ておりますので、そういう統計等あるいは実践があるということは把握しております。

アンケートを取らないというのは、何もそんなもの門前払いだと、そういう気持ちで話しているのでもありません。アンケートは取らないまでも、やはり私自身もいろいろなところで、私、個人的に娘が4人おりますのでいろいろ議論をしたり、あるいは職場でもセクハラにならない程度にいろいろ聞き取りをしたり、様々な情報を集めて判断しております。かわいそうだという、いろいろな意見が、今、社会の中でよく言われますけれども、やはり何がかわいそうで何がかわいそうでないのかが、ちょっと私自身、疑問に思う部分が多くあります。それから、児童生徒がやっぱり向き合ったコミュニケーションが、私は学校現場では基本だとも考えております。

誤解があってはいけないので改めて申しておきますけれども、私は、道教委の実践であるとか、そういった子供たちのクラウドファンディングであるとか、そういった取り組み

を否定しているのでもありませんし、答弁で申したとおり、やはりそういった、生理用品を携帯し忘れた、あるいはその子が突然生理になってしまった、そして恥ずかしいという子供がいたら、やはりそれは理解できる部分もあるのかなと思います。ですから、学校の取り組みは子供たちのそういう取り組みを否定しているものでは一切ないということは、ここで改めて確認しておきたいと思います。

ただ、標茶町に目を向けたときに、先ほど申したとおり、やはり小規模校の特性を生かして子供たちとの温かいコミュニケーションが成立しているということは、これまでも何度も校長会、あるいは校長だけではないですから、養護教諭や先生方との話し合いの中でも確認されておりますし、そういった問題は起きていないということ、それから先ほど申したとおり、やはり保健指導、特に健康安全指導は子供と対面での、医者の間診と同じだと思います。顔と顔を突き合わせた、そういったコミュニケーションが基本であるべきと考えているところもあります。

これも議員が指摘されたトイレ個室というのと、トイレの共用部分というところとまたいろいろとずれもあるのかもしれませんが、あくまでもトイレ個室あるいはトイレに設置するというのは、私はそういう側面から温かい教育なのかと疑問を持たざるを得ません。結局、物を置きっ放しにして誰が取っていったかもわからない、その子がどういう状況なのかもわからない、そこに指導の手は全く入らないわけで、それがいいのかというのは私自身疑問に思っているところです。

それから、これも前回申し上げましたけれども、本町では磯分内小学校で既にトイレ共用部分の設置は済んでおりますが、そこでの声も聞いておりますけれども、やはりそれが広がっているであるとか、養護教諭からの意見も聞いておりますが、全町にそれを広げるということには考えは至っていないというところです。

あくまでも各学校の取り組みを否定するわけではないし、個人の取り組みも否定するわけでもありません。ただ、今の状況において、町教育委員会として通知を出して、各個室に設置しろという、こういった命令的なものを一斉に出すというのは、そういう考えには至っていないというのが現状でありますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 大分考え方にずれがあるような気がしますけれども、必要だという様々な原因がありますよね。例えば先ほどお答えになった、忘れたとか。だけれども、世の中はそうならないのです。

これも内閣府の男女共同参画局のデータですけれども、今、教育長の言ったことと逆の方向に進んで、そういう指針を出しているわけでしょう。1校での取り組みから市内全部の学校の取り組みに変わっていった例とか、それから窓口等における対面よりも個室トイレに設置するほうが効果的であることがわかったため、個室トイレでの設置を増やしたとか、保健室での養護教諭の個別対応からトイレへの常設に変更したと。これは内閣府が言

っていることなのです。かなり調査したのだと思うのです。それとはちょっと教育長の認識といいますか、違うのだと改めて思いましたけれども、忘れたとか恥ずかしいとかというのも超えて、最初は「生理の貧困」という言葉から始まったのですけれども、今やそれはそういうことではなくて、トイレットペーパーのように生理用品をトイレ個室に置くことが当たり前だというような考えは全国的に広まってきているのではないですか。

残念ながら、北海道は2割ぐらいです。だけれども、これも内閣府の最新のデータで、令和6年1月29日で言いますと、これを教育長は見たと思うのですけれども、半数以上の都府県が50%以上の実施率です。前に私がそのことを話したときよりもずっと進んでいるのです。さらに進んでいるのです。最初に質問したときから、あれから2年ぐらい経ちましたか。進んでいるのです。ただ、北海道はまだ2割近く。鳥取県のように100%やっているよというところもあります。

だから、そういうふうにどんどん全国的には、さっき言った観点で、トイレットペーパーのようにトイレに生理用品をとという考え方が広がってきている。政府もそれを認めているということと、今、教育長がおっしゃったこととはかなり矛盾しているのではないか。多分いろんな要因があって、なかなかすばっと答えられないのではないかと勘ぐってはいるのですけれども、だけれども、このままでいったらやっぱりおくらせていくし、何よりも学校に通う子供たちがその心配をしなくてもいい、安心して学校に行ける。特に女子生徒ですよね。安心して学校に行ける、そういう心配をしなくていいということを保障してやるのが学校教育、役割ではないですか。さっき虐待の話も出ましたけれども、私、これからいじめの問題も取り上げますけれども、安心する学校にするためには、その1つとして、このハードルをやっぱり越えなければいけないのではないかと思います。

教育長は私の言うことに対してそのとおりだと思うけれども、うちの場合は若干違うのだよという言い方をされているので、ちょっと何かその辺の論理の飛躍があると感じるのですが、今日はそういう答弁いただきましたから、また私、この問題について、何年か後になるかわかりませんが、質問したいので、もう少しお互いに理解をします。その場合に、あくまでも真ん中に置くのは、児童生徒のそういう子供たちが、学校に通う子供たちがどう思っているのか、どんなことで悩んでいるのか、そのことを解消してやるのが行政や教育委員会の役割だと私は思うのです。だから、そういう点では、ぜひ前向きに検討していただきたい。特に、児童生徒アンケートは実施しませんと言いましたけれども、それでは本当の子供たちが何を必要としているのかということがつかめないと。どんなに優秀な教育者であったって、児童生徒の心の中に飛び込まなかったら、そのことはつかめない。これはもう釈迦に説法といいますか、言うまでもないことなのですけれども、私はそう思うのです。だから、そういう点では児童生徒の皆さんの本音をしっかりと聞くような、例えばアンケートを取るとか、そういうことをぜひ実施していただきたいということを要望して、次の質問に移りたいと思います。

議長、次の質問に入ります。

○議長（菊地誠道君） はい。

○1番（深見 迪君） 2つ目の質問は、いじめ、不登校児童生徒の立場に立った対応という表題の質問です。

文部科学省の調査によると、2023年度、道内のいじめの件数が前年度から1万4,650件増え、4万9,149件となり、2年連続で過去最多を更新したと報告されています。最近のマスコミの報道でも、いじめや不登校の人数が増え続けていると何度も報じられています。この点について本町はどのような状態でしょうか。

いじめの重大事態も前年度比1.4倍に増えていると調査結果を報告しています。本町では年2回の調査を行い、本日もお聞きしましたが、議会でもその結果が報告されていますが、詳しい実態についてはなかなかつかめません。重大事態やそれに近いいじめの実態はありませんか。

本町各校のいじめに対する方針も読みました。児童生徒の立場に立った、かなり詳細で綿密な内容となっていると感じました。しかし、実際に教職員の多忙化と併せて、この綿密な方針どおり動こうとしても、なかなか動けない実態があるのではないかと。いじめは気づかれないようなところで行われることが多いという実態から、教職員の皆さんが相当努力していると思いますが、その多忙化と併せて困難な課題と考えますが、どうでしょうか。

いじめと併せて不登校、子供への虐待の実態もありますが、2023年度及び2024年度現在までの虐待の件数はそれぞれ何件ですか。不登校は2015年あたりから増え続け、昨年度の調査では全国で2015年あたりから見ると小学生で5倍くらい、中学生2倍以上増えているように感じますが、本町の傾向はどうでしょうか。

不登校児童生徒について、無理に登校を促すのではなく、その子の立場に立った取り組みが必要と考えますが、どのような取り組みを行っていますか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員のいじめ、不登校児童生徒の立場に立った対応をとのお尋ねについてお答えします。

1点目の最近のマスコミの報道でも、いじめや不登校の人数が増え続けていると何度も報じられている。この点について本町はどうかとお尋ねですが、本町の状況は、2023年調査で認知したいじめの件数は、小学生72件、中学生は13件、2024年の調査では、小学生105件、中学生23件であり、小学生は33件の増加、中学生は10件の増加であります。これらは社会全体でいじめ問題への関心が高まり、教師や保護者、児童生徒自身がいじめを認識しやすくなっていること、学校や教育機関がいじめの定義を広げ、本人が嫌な思いをしたものをいじめとして積極的に認知していることにより、増加しているものと捉えています。

一方、不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により児

児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いたものと定義されています。2023 年調査による本町の不登校児童生徒数は、小学生 5 名、中学生は 14 名、2024 年調査は、小学生 3 名、中学生 16 名であり、小学生は 2 名の減、中学生は 2 名の増加でありました。

2 点目のいじめの重大事態やそれに近いいじめの実態はないかとお尋ねですが、これまでの調査では重大事態やそれに近いいじめの事案は報告されておりません。各校では、いじめの把握のためのアンケート調査や定期的に行う教育相談、日常の観察を通して早期発見、早期対応に努めており、重大事態につながらないよう努めております。

3 点目の実際に教職員の多忙とあわせて、いじめは気づかれないようなところで起きていることが多いという実態から困難な課題と考えるがどうかとお尋ねですが、ご指摘のとおり、いじめを把握しにくい事案もございます。例えば SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなどが考えられます。2024 年調査においては、小学生の SNS やオンラインゲームでのトラブルが報告されています。なお、中学生の報告はありませんが、潜在化している事案もあり、困難な課題であると認識しております。各学校においては情報モラル教室、スマホ安全教室等を行うとともに、月 2 回のネットパトロールを行い、未然防止、早期発見に努めているところです。

4 点目の不登校は 2015 年あたりから増え続け、昨年度の調査では全国で、2015 年あたりから比較すると小学生で 5 倍くらい、中学生で 2 倍以上増えているように感じるが、本町の傾向はどうかとお尋ねですが、3 年間の推移を報告します。2022 年調査では、小学生 6 名、中学生 9 名です。2023 年調査では、小学生 5 名、中学生 14 名です。2024 年調査では、小学生 3 名、中学生 16 名となっています。小学生はここ 3 年間で減少傾向であり、中学生は増加傾向であります。各校では、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする、心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援すること、学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備することに取り組んでおります。

5 点目の不登校児童生徒について、無理に登校を促すのではなく、その子の立場に立った取り組みが必要と考えるが、どのような取り組みを行っているかとお尋ねですが、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ楽しい学校生活を送るためのアンケート調査や、CRT と同時に行う i - c h e c k（アイチェック）などの実態調査に基づき、児童生徒理解を深め、個に応じた具体的な支援を行っております。

また、児童生徒及び保護者と定期的に面談を実施し、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習生活できる環境づくり、オンライン学習、週 1 回の登校を促した学習プリントの配付など、個々の実態に合った支援を行っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、深見議員のいじめ、不登校児童生徒の立場に立った

対応をとのお尋ねに引き続きお答えいたします。

本町における 2023 年度及び 2024 年度現在までの虐待件数はそれぞれ何件かとお尋ねですが、2023 年度につきましては 2 件、2024 年度 11 月末現在までについては虐待疑いを含めて 3 件確認されているところであります。ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 先ほど、いじめについても不登校についても増えてきているというお話を聞きました。不登校については、小学校ではこの 3 年間で減ってきている。ただ、児童数の減少を考えると、パーセントからいってどうなのかというような気がします。逆に、中学校の 16 名というのは、標茶町としてはかなり重い数字だと私は感じました。その点についてまず見解を伺いたいのですが、それが 1 点目です。

それから、昔は青空教室とかと言っていましたけれども、フリースクール、学校に行けない子の居場所づくり、以前は標茶町にもあったのですけれども、人手不足ということもあって、なくなってしまいましたけれども、標茶町には厚岸町のほうからも通ってきていたというようなこともあったのですけれども、この子たちについてはどういうふうに、特に中学校の 16 名の不登校の子供たちについては、どういう取り組みをしているのかということをお伺いしたいと思います。

3 点目に、私いろいろ調べただけけれども、本町の学校の取り組みの内容というのがよくわからなくて、釧路市で不登校のリーフレットを出しています。これをちょっと見てみたのですが、不登校の原因として「勉強が分からない」というのが一番多いと書いてありました。それから、これは本当に専門家に聞くのもなんなのですから、この市で出したリーフレットには、不登校というのは「取り巻く環境によって、どの児童生徒にも起こり得ること」なのだと。特別な子供がそうなるのだというふうには書いていないのです。それから、「その行為を「問題行動」として判断してはならない」とか、「不登校児童生徒が悪い」という根強い偏見を払拭する」とか、このリーフレットにはそういうふうに書いてあります。結論的には、「不登校は「甘え」や「怠け」でも「弱いから」でもありません」と。これは、「児童生徒や教職員の何気ない一言や素振りが、不登校への偏見につながってはいませんか。教育相談担当者やスクールカウンセラー、教職員の皆さんで不登校について考える機会を持ちましょう」と。そういう機会を研修といいますか、あくまでもこの 16 名もいるという重い数字を前提にして、そういう機会をどのように持っていますかということと、こういうリーフレットは本町では作られてはいないのでしょうか。

以上のことを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） お答えをいたします。

質問が大きく 3 点あったと思われますので、まず 1 点目、今の標茶町の不登校の状況をどう思うかという見解について私から述べさせていただきます。標茶町の取り組みである

とか、3点目、どういうふうに対応していくかについては、室長のほうにお願いしたいと考えております。

先ほど私から説明させていただいたとおり、本町においても不登校の児童生徒がおります。これについては、毎月、校長会等でもその数値を共有して、やはりどういう取り組みを行っているか、教育委員会としても把握しているところであります。

議員おっしゃるように、私もこの数値というのは非常に重く受け止めており、何らかのやはり対応をしなければいけないと教育委員会でも話し合っているところであります。

ただ、この要因については、先ほど議員ご指摘のとおり、文科省でも大きな調査が終わったところですが、本当に多種多様で、私自身も、不登校というといじめとセットになって使われることが多いので、何かいじめがあったのではないかと、つらい思いをしているのではないかとというような思いがあったのですが、今回の調査からすると、不登校の要因というのは決して1つではないこと、それから主にやはり子供たちの気力であるとか、先ほど指摘されたとおり、学力であるとか、そういった多様な要因が複数絡み合って発生しているということもデータから、知見が出て明らかになってきたところですので、改めてそういったことを踏まえて対応を考えていかなければいけないと考えているところであります。

まず、私からは以上です。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

まず、不登校のリーフレットについてですけれども、リーフレットを指導室、町教委のほうから発出しているということはございません。リーフレットというよりも、やはり未然防止、それから早期発見、早期対応に係る様々な取り組みの事例というものを各学校に発出し、先ほども虐待のほうでも答弁させていただきましたけれども、各教職員が研修を踏まえて組織で対応しつつ、不登校児童生徒への一人一人への支援、そういったものを講じていく、そのように進めているところです。

それから、不登校児童生徒、また、保護者、そちらの方々への支援につきましては、教育委員会と学校、そして専門機関、そういった方を教育委員会はつなぎまして、そこで一人一人の児童生徒の教育的ニーズに合った支援を行っているという状況でございます。例えば保護者と学校が同じ方向を見て、週に1回登校を促す。そして、家庭学習の内容だとか、あるいはタブレットを使つてのオンライン学習を進めるだとか、そういったような形で学びの場を確保するという支援を中心に行っているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） そうすると、例えばフリースクールのような、つまりその子の居場所づくり、こういうことについてはどうなのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

不登校児童生徒への対応、大きく括ると生徒指導となりまして、生徒指導提要というものがございます。その生徒指導の不登校に関わる支援、そういったものを参考にしたり、それから北海道といたしましては、HOKKAIDO不登校対策プラン、今年の令和6年3月に策定されたものですけれども、これに基づいた支援というものを行っているところです。具体的には、各学校の不登校児童生徒が来た場合の学習場所の確保、そういったところを進めているところです。先ほどのHOKKAIDO不登校対策プランの中では、「校内教育支援センター」という名称で行っています。昔で申しますと、いわゆる空き教室を利用するだとか、そういったところと認識していただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） リーフレットにも校内のそういう取り組みが書かれてあるのですが、これが実働しているかと言ったら失礼ですが、実際にそういうことが、例えばこの子の不登校について全体で研修を行うとか、そういうことがきちんと構築されているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

各学校につきましては、児童生徒対応支援シートというものがありまして、それに基づいて、例えば連続欠席3日、そういった児童生徒が存在する場合には、そのシートを作成し、全教職員で共有をするというものがございます。

それから、先ほど教育長からお話もありましたけれども、毎月の欠席状況報告というものを求めています。連続7日欠席、そういった児童生徒の報告、そして各校におきましては、その児童生徒を現認するということで家庭訪問、それから先ほどお話ししましたけれども、週1回の登校ということで児童生徒を現認するというようなことで、子供たちと学校をつなぎながら、学校、それから保護者の思い、そういった方向性を一つにして進めているところでございます。

（「研修とか」の声あり）

○指導室長（富樫慎也君） 研修につきましては、不登校の対策プランというものがございまして、詳しく申しますと、まず対策プランが3つありまして、その3つが北海道教育委員会が各校に求めているもの、1つは「みんなが安心して学べる」場所にする、そのみんなが学べる場所にするために児童・生徒会活動を含めながら、人間関係や仲間づくり、そういったものを各教職員の事例、実践、そういったものを研修で深めながら進めているところでございます。それから、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援するという部分においては、スクールカウンセラーを活用しながら専門的な研修を進めております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） スクールソーシャルワーカーとの関わりはありますか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校から要請があった場合、局のほうに報告をし、来ていただいて活用するという事になっております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） 私、この質問を用意したのは、先ほど教育長が不登校の子のこの数字というのは重く受け止めていると。私も、年2回、教育長のほうからいじめについての報告はありまして、やっぱり数字だけだと何げなく聞いて聞き過ごしてしまう。実は、いじめにしても不登校にしても、この数字は非常に重たい数字なのだという捉え方をあまりしてこなかったものですから、改めてやっぱり本当に楽しく小中学生は学校に行っているのかなというような気持ちでいたものですから、こういう質問をしました。

今、私の時代にはなかったタブレットみたいなものもありますので、実態がどうなっているのかということと、それから、本町の数字としてはこの数字は決して小さい数字ではないぞと思ったものですから。考えてみても、この狭い町内で不登校の中学生が16人もいるということは、よくよく考えたら本当に大変なことだと。16通りの子供たちの本当に大変な悩みがあるのだと思って、今日は質問させていただきました。いじめの報告のときも、もう少し私たちにわかりやすいというか、目に見えるような報告は難しいかもしれませんが、期待したいと思って、次の質問に移りたいと思います。

介護の問題で最後に質問しますが、訪問介護の基本報酬が身体介護、生活介護、通院乗降介助の全てにわたって2、3%引き下げられました。訪問介護事業は、地域介護の要です。現在、全国の訪問介護事業所や介護関係者から、国に対して要請が相次いでいます。道内各市町村議会でも、本町をはじめ、多くの引上げを求める意見書が可決しています。町長は、この訪問介護事業所に対する報酬引下げをどう見えていますか。

厳しい事業所の経営が、この引下げによってさらに厳しくなっています。加えて、本町では、特養やすらぎ園の定員を確保できず、その分、訪問介護事業所が人手不足の中、本町の介護を担っているのが実情だと思います。この点について町長のご所見を伺います。

訪問介護事業所が少しでも健全な事業を展開できるよう、本町独自の助成金を支給してはいかがですか。この助成金は、単に訪問介護事業所を助成するだけでなく、本町の介護を必要とする全ての町民の福祉向上になると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、深見議員の本町の訪問介護事業所が健全な経営を続けられるよう助成金をとのお尋ねにお答えします。

1 点目の訪問介護事業所に対する報酬引下げをどう見ているかとお尋ねですが、令和6年度の介護報酬改定における訪問介護の基本報酬の引下げと最近の物価高騰が重なり、訪問介護事業者の経営やサービス提供に与える影響が懸念されているということは承知

しているところであります。

2点目の訪問介護事業所が人員不足の中、本町の介護を担っている、この点について町長の所見を聞くところのお尋ねですが、やすらぎ園の入所者については、11月末現在で入所者数 57 人となっており、その背景としましては、介護職員の人手不足が挙げられておりますが、入所待機者の人数も減少している状況があり、また、施設入所が可能な要介護 3 以上の認定者数は令和 3 年度をピークに減少している傾向にあります。こういった状況もありながら、訪問介護は、今後も住み慣れた自宅で安心して暮らすために欠かせない在宅介護サービスの要であると認識しております。

人手不足の課題については、ヘルパーの確保や職場定着への支援となるよう町で実施しております資格取得支援助成金の活用を引き続き事業者の皆さんをはじめ、広報紙やホームページで周知をしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3点目の訪問介護事業所が少しでも健全な事業を展開できるよう、町独自の助成金を支給してはどうかとのお尋ねですが、今年 6 月から新しい処遇改善加算として加算率の引上げという形で介護報酬に含まれたこともあり、町独自の助成金は現在は考えておりません。

訪問介護の基本報酬は引き下げられましたが、改定後の処遇改善加算については訪問介護において全サービスの中で最も高く、最大 24.5% の加算が取得できるように設定されております。

基本報酬のマイナスをカバーするために、より高い区分の加算が取得できるよう事業所へ取得要件の説明と周知を行ってまいりましたところ、町内全ての事業所において、これまでより高い加算を取得しており、また、最大 24.5% の最上位の加算区分へ移行している事業所もございます。本町としましては、今後も引き続き上位区分の加算を取得できるよう、事業所へ取得要件の説明や周知を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 町長のご答弁ですが、大体予想していた内容と思います。

ただ、私、今までも介護の問題で質問してきましたが、今、これをあえて出したのは、訪問介護事業所の介護報酬が軒並み削られた、下げられたということで、もうデータが出ているのです。5 年で 8,000 か所近い廃止が判明とか、全国の市町村で事業所ゼロというのが 2024 年の 6 月末で 97 町村、ごくごく最近のデータで言えば 100 以上の自治体が事業所そのものがゼロになっている。それから、1 つしかない事業所、3 人スタッフがいれば介護事業所はできますから、これが 277 市町村になっていると。

この介護報酬の引下げが行われたことが介護崩壊の引き金になっているという、そういう記事も私は見つけました。半数以上の事業所、標茶も、本町も例外ではないのですが、経営を悪化させている。それに物価高騰が追い打ちをかけている。今年の 1 月から 8 月までの介護事業所の倒産、114 事業所、これは東京商工リサーチ調べですが、これだけが倒

産している。事業所がなくなると、在宅で必要な介護が受けられず、生活できないことにつながる。在宅医療の前提も崩れてしまいます。道内の訪問介護事業所を市町村ごとに見ると、既に事業所がない市町村、これは 14 もあるのですね。うちはいいほうですけども、1つしか事業所がない市町村は 65、2つある事業所、これは 39、合わせると 134 です。

私が心配しているのは、町長の見立てでうちの訪問介護事業所はこのまあいっても果たして大丈夫なのかと、町長に聞くのも何か酷なような気もするのですけれども、見通しとしてはどんなふうに感じていますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、介護報酬引下げ、物価の高騰によって事業所が影響を受けているということは、私どもとしてもそのように考えているところでございます。

ただ、町長の答弁の中にもございましたが、介護職員の処遇改善加算の部分で加算引上げになっておりまして、町内4か所全ての事業所が5月までの加算より高い加算率で加算を取られているというような状況でございます。そういったことでは、報酬引下げに関して、一定程度カバーはされているとも感じております。今後につきましては、見通しといえますか、介護報酬は国で決まっているものですので、ちょっと私どものほうでは何とも言えないこともございますが、状況のほうを注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 見通しとしては、標茶は当分大丈夫だということですね。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

大丈夫かと言われて、はい、大丈夫ですとは、なかなか言いづらいこともございます。これまでの状況を見ながら町長答弁の最後にもございましたが、今後も最上位の加算を取っていない事業所さんにつきましては、上位の加算を取得できるような形で取得要件の説明、周知等を行ってまいりたいと考えております。そのことによって収益がまた増えてくる状況もあろうかと思っておりますので、今後そのように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） ぜひ、倒産とか撤退とかしなくてもいいように、日常、ふだんから4つの訪問介護事業所に目配りをしていただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

以上。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1 4 時 5 8 分

再開 午後 1 5 時 1 5 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

渡邊君。

○10 番（渡邊定之君）（発言席） 私は、障害者差別解消法の実効ある施策について質問いたします。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法について、本町としてどのような対応をしているかについて伺います。

この法律は、2016 年に施行された比較的新しい法律です。2021 年の法改正で大きく見直された改正内容は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。この法律の対象は、国・地方公共団体と民間事業者であり、組織、団体、会社、店などが対象となっています。

この法律の改正により、障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供は、今まで行政機関が義務でした。民間事業者は努力義務だったのが、2024 年 4 月からは民間事業者も義務化されました。このことにより、課題が発生した場合、その解決に市町村が当たると記載されています。そのための組織として障がい者差別解消支援地域協議会を設置できるとあります。本町では設置されていますか。設置されているとしたら、どのような障がい者支援団体や事業所が参加しているか。障がい者差別解消支援地域協議会は、差別解消法の考え方を実現するために重要な組織であると考えます。

また、民間事業者にとっては、義務化により、今後、施設の改修等の課題も出てきていると思いますが、そのための支援方法、施策はありますか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10 番、渡邊議員の障害者差別解消法の実効ある施策をとのお尋ねにお答えいたします。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法につきましては、議員ご質問のとおり、2016 年に施行され、障がいのある方に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組を求めるとともに、普及啓発活動を通じ、障がいのある方も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。本町においては、「障がいを理由とした差別の解消の推進に関する標茶町職員対応要領」を 2016 年 8 月に作成し、職員に対し周知したところであります。

1 点目の障がい者差別解消支援地域協議会を設置できるとあるが、本町では設置されて

いるか。設置されているとしたら、どのような障がい者支援団体や事業所が参加しているか、障がい者差別解消支援地域協議会は差別解消法の考え方を実現するための重要な組織であると考えがとのお尋ねにつきましては、内閣府からのガイドラインでは、障害者差別解消法に関し既に組織化されている協議会等がある場合は、新規に設置せず既存の組織にて設置することを認めておりますので、本町では平成 22 年に設置した「標茶町障がい者等自立支援協議会」に障がい者差別解消地域支援協議会の役割を持たせております。

構成機関につきましては、障がい者福祉サービス事業者 6 事業者、保健・医療関係者として釧路児童相談所、釧路総合振興局保健環境部社会福祉課、教育・雇用関係者としては標茶町商工会、標茶町校長会、標茶高等学校など 6 者、障がい者関係団体としては社会福祉法人標茶町社会福祉協議会、標茶町手をつなぐ育成会など 6 者、町からは認定こども園・保育園の園長、子育て支援センター、子ども発達支援センター、教育委員会、企画財政課、保健福祉課となっております。

これらの構成機関には部会を設けており、課題の問題の内容に応じて招集する仕組みとなっております。

また、障がい者差別解消支援地域協議会は、議員ご質問のとおり重要な組織であると考えているところでございます。

2 点目の民間事業者にとっては、義務化により、今後、施設の改修等の課題も出てくると思うが、そのための支援方法、施策はあるかとお尋ねにつきましては、法律が指している合理的配慮の提供は必ずしも、例えばバリアフリー化工事を義務づけているものではなく、障がい者への理解と配慮ある対応をすることでありますので、現段階において、補助金等の直接支援をすることは考えておりません。

今後このような支援が必要となる状況かどうかにつきましては、その時点で判断させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） 今、お答えいただいたこの協議会に参加している団体、それから、それぞれの学校の先生とかもお答えありましたけれども、この中で、この組織といいますか、この協議会の内容等については、何らかの形で町民の皆さんが知るような機会がありますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

この障がい者差別解消支援地域協議会の部分につきましては、法律上、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に関わる事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを円滑に行うための機関とされています。現状、こちらで差別の相談等を現段階で受けていることはございませんので、会議の開催はしていないというような現状でございます。

今後のですが、会議の結果等を町民の皆さんにお知らせするということにつきましては、現状そういう規定もございませんので、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） この法律は、障がいの有無によって分け隔てられることもなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現ということで、今まで公共団体等だったのですが、今回この4月から、ある意味、町の中の商店、スーパーとかそういうところの事業者においてもこの法律が適用されるということになりました。そういう意味では、しっかりとそういう業者もちゃんとこの法律がこうですよということを知る手だてを取るべきだと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

現状、「障害を理由とする差別の解消の推進について」ということで、町のホームページには掲載をさせていただいております。

ただ、今回の改正の部分、全ての事業者さんが適用になったことについて明確に記載しておりませんので、そのことをあわせて、こちらを更新させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） そういう意味で、こういう法律ができて義務化されましたよということは、それぞれの団体、組織、事業者の皆さんにお知らせ願いたいと思います。とは言いながら、国民の皆さんの意識、やっぱり障がい者の皆さんの遠慮といいますか、そういうことがまだまだ日本の場合は強くて、結局たくさんいろんなことが起こっているのです。それがなかなか取り上げられないといいますか、今、説明されたように、この会議にかかるような事案がまだないというようなお話でしたので、やはりそういうことも積極的にこの協議会の中で話題として、実際はそういうことが起こっているのですから、これが話題となるような環境もつくっていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

この法律についての趣旨は、議員からあったように、国民の多くの皆さんが、やはり障がい者の方が人間らしい生活を送れるために、あらゆる環境をつくっていくというのが最優先の課題だと思っています。

ただ、残念ながら、例えば役場庁舎についてもバリアフリーでないということでエレベーターがないために車椅子の方がかなり不便している。その代わり、そういった対応として、職員に対してはそういった方が来たときには速やかに介助するとか、そういったことをこの職員の指針、対応要領の中にうたったり、そういったこともやっていますので、できる限り現状の中でやれることを徹底しながら、この趣旨について町民の皆さんにも広く

お伝えしていきながら、さらに公共だけではなくて民間のほうの事業者にも適用になったということを含めて周知を強めていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） 僕自身も、これが新しい法律ということで、合理的な配慮なるものがどういうものなのかということも、なかなか理解できない部分もあります。

しかしながら、こういう法律が民間の事業者、そして個人の社会の中にもやっぱり施行されたということで、この法律が本当に、今、町長が申されたような社会実現のために施行されることを期待して、その辺の配慮を実施していただきたいと思います。

この質問については終わります。

2 つ目の質問に移ります。

健康づくりに対する支援を全町に広げる、私がこの質問通告した中で答弁を求める者を教育長としていますが、文章の中で町長の考えを聞くという部分があります。この辺を教育長に聞くということで質問したいと思っていますので、ご配慮のほどよろしく願いいたします。

健康づくりに対する支援を全町に広げるべきということで、市街地のトレーニングセンターに設置された運動器具は、町民に大変喜ばれています。本町の保健推進委員会の視察研修で、実際に推進委員が運動器具での運動を体験し、大変好評だったと聞いています。また、町外から来る人にも活用されていると聞いています。

多くの町民がジョギング、ウォーキングなどで健康づくりに取り組んでいますが、冬期間の健康づくりの方法として、本町の市街地にあるトレーニングセンターに設置されているような運動器具などを利用したいとの要望が市街地以外の地域の住民から出されています。運動器具は市街地にあるトレーニングセンターにしか設置されていないため、遠隔地に住む町民の利用は難しいと思います。教育長の考えをお聞きします。

各地域の公民館など、市街地以外の公共施設に設置することができないのか、検討してみてはいかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 10 番、渡邊議員の健康づくりに対する支援を全町に広げるべきとのお尋ねについてお答えします。

議員ご指摘のとおり、トレーニングセンター、トレーニング室の利用につきましては、昨年 10 月から運動器具を整備したことにより利用者が増えております。昨年度 4 月から 10 月までの 7 か月間での利用実績が約 900 人であるのに対し、今年度同期では約 3,700 人と 4 倍を超える利用をいただいております、町外の方の利用も増加しております。

ただ、平均すると 1 日で約 20 人前後となり、利用は夜間に集中しております。土日や日中の利用は少なめとなっており、曜日や時間帯により大きな偏りがあるのが現状です。

議員、お尋ねの公民館などの公共施設に設置することにつきましては、確かにそのよう

な器具が近くにあれば、健康増進のため、ご活用いただけると考えます。しかし、各公民館などに設置するには、安全性の確保、スペースや配置器具の数、利用できる時間帯や設置に係る諸費用など多くの問題が発生いたします。

各公民館におきまして、これらの課題を解決していくのは難しいものと思われます。市街地以外の地域の方にはご不便をおかけすることもあると思われますが、トレーニング器具がそろい、安全な環境が担保されたトレーニングセンターを利用していただきたいと考えますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） ちなみに、このトレーニング器具、具体的にはランニングマシンや自転車の費用といたしますか、値段といたしますか、それと、聞くところによるとリースとか、そういう方法もあるというアドバイスも受けているのですけれども、その数字的なお答えをお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長（菊地将司君） お答えさせていただきます。

トレーニングセンターのトレーニング機器につきましては、ランニングマシンとか、上半身を鍛えるもの、それとレッグ、足の部分ですね、下半身を鍛えるもの等、数多くあります。全部で大小合わせまして 20 種程度の器具がございます。それで、今、整備されているものにつきましては、年度のレンタルということで、10 種類の運動器具についてレンタル契約を結んでおります。年契約で 150 万円ということでそろえております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） 10 種類で 150 万円ですね。ランニングマシン、トレーニングマシンか、歩くやつとこぐやつ。これなんかは皆さんの要望というか、このぐらいあったらなという。その辺も、リース的にはかなり値段はするのですか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長（菊地将司君） お答えいたします。

ランニングマシンにつきましては、150 万円のうちでは年間で 2 台入れておりますが、トレッドミルといたしますけれども、トレッドミルは年間で 18 万円であります。

ただ、これについては、200 ボルトの高圧にもなりますので、それに伴う施設の工事等が必要になってきます。

あと、物がゆったりしているとかもありますので、結構大きなものという形になってしまいますので、先ほどの教育長の答弁のほうにもありましたスペースについても考えが必要になってくるかと思えます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） そういう意味でも、値段的にはそんなに町にものすごい負担がか

かるというような内容ではないような気がします。僕がここで質問したように、健康づくりに対する支援を全町に広げてほしいという、そういう立場で質問しましたし、私の住む虹別のような地域ですと、冬になればどうしても空く道路が限られてしまって、そこでジョギングやウォーキングをするということは車との兼ね合いなんかもある。教育長のほうから説明ありましたように、標茶ですごい今、数的に非常に人気があるということも情報として届いているのだと思います。ぜひ、そういうことも考慮して、本当に地域でそういう施設を持って健康づくりをしたいということに対するご理解をいただきたいと思えますけれども、いま一度検討できませんか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

私自身、かなり前からいろんな町村でジムへ通っている身でありますので、お気持ちが非常によくわかるわけです。先ほどお話しさせていただいたのですけれども、私が考えるには、やはり値段はさることながら、ああいう本格的トレーニング機器というのは非常に一方で危険なものでもあります。先ほどのトレッドミルも操作を誤ると大けがをした事例もございますので、やはり設置上の問題、費用の問題もさることながら、安全の管理ということがとても大事になるかと思っています。まず、ここが懸念する1点目であります。

それから、これは私自身の経験でもあるのですけれども、やっぱり健康器具というのは見たとき、ああ、いいなと思うのですけれども、何%長続きするということころも、これはかなり淘汰されるものでもあります。その要望がどれぐらいの数で、やはり持続可能なものなのか、それが費用対効果として合っているのか、そういったところの検証も必要かなと思います。

また、これも先ほど答弁したのですけれども、やはり様々な器具で様々な筋力を総合的に鍛えるということがまた一方で大事なもので、同じ筋肉だけやるというのは、果たして健康に対してどうか。これ、健康を維持する人がよくけがをしたり筋を痛めたりというのは聞くことでもあり、年齢を重ねると余計そういう危険もありますので、やはり管理された中で、その専用のスペースで総合的にトレーニングできる、そういったところが私は理想的な環境かなと思っています。ぼんと1台置いて、さあどうぞというような、ちょっとかなり、家庭で用意するのであればいいのですけれども、公共の施設として置いておくだけでは恐らく公民館の体制的にも夜間は難しくなるでしょうし、そういった様々な課題が今あるというところですので、この利用の傾向も大分落ち着いてきておりますので、またこのトレーニングセンターの利用の経緯も見ながら研究させていただきたいとは思っているところであります。

いずれにしても、非常に好評で、素晴らしい環境が整いましたので、ぜひ住民の方々にはちょっと無理しても、少し時間を置いても、本当釧路から通っている方もいますので、週1回でもいいですので天気のいい日でも利用していただけるようお願い申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） ここのトレーニングセンターの器具使用に当たっては、優秀な指導者なりなんなりがちゃんといるということですね。そういう環境の下でないとうまくないということが、なかなか設置していただけないような理由に聞こえましたけれども、このトレーニングセンターではそういう指導者がちゃんといるということですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） ちょっと誤解を招いてしまったかもしれませんが、優秀な専任の指導者がいるということまでは至っておりません。ただ、東京ワイルズの選手の模範的なトレーニング方法を録画したビデオを常時放映していますので、私もそれを見ていろいろなやり方を覚えておりますが、そういった環境はございます。

それから、衛生面としてもこれは非常に大事な側面がありまして、やっぱり雑巾、ぬれタオルにアルコールというものも常時設置して、洗濯などをして常時置いてあるということで、衛生面にも配慮が行き届いています。夜間についても管理人がしっかりといて対応をしていただくということにもなっておりますので、決してほったらかしの状況にはないということであります。そのような環境が今、整っているということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） ちょっとしつこいようですけども、ではそういう環境があつて、どれだけの人が希望しているかというような具体的な数字があつたら検討する用意はあるという。これが最後の質問ですけども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 私、今、この場で断言できるかどうかというのも、その状況をお聞きしながらまた対応は考えていきたいと思いますが、正直、今の体制、公民館に設置するという前提として考えるのであれば、なかなか難しい課題があると思っているのが現状であります。これは委員会内でも検討して、そのような今の段階ではそういう見解になっているということとはご承知いただければと思います。

以上です。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で 10 番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

長尾君。

○8 番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、1 件質問いたします。

駅前商店街振興のための施策をということで質問いたします。

標茶駅前商店街は、昭和初期に釧網線開通に伴い、人の流れ・物流とともに発展を遂げてきました。しかし、時代は鉄道から自動車への時代と移り変わり、人の流れは郊外型商

業施設へと変わっていております。

全国に目を向けますと、廃線となったことにより衰退が著しい地域も散見されております。

また、少子高齢化をはじめとする様々な要因が絡み合い、我が町の駅前も人通りが少なくいと認めざるを得ない状況であります。

今後の標茶町を考えると、高齢者の免許返納を原因とする買物難民の増加が町の課題となると予想されます。車社会前提の町並みを駅前に集約することにより、高齢者でも安心して暮らせる住みよい町になるのではと考えております。

また、そばには一級河川の釧路川があることから、駅前と書いておりますが、駅周辺に防災拠点を設置することなども今後の課題として議論する機会が必要だと考えております。

以上のことから、駅前商店街のさらなる振興を促す必要があると考えておりますが、町長の所見を伺います

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、長尾議員の駅前商店街振興のための施策をとのお尋ねにお答えします。

議員ご指摘のとおり、近隣自治体においても郊外型大型店舗が多く開業しており、本町においても国道391号線沿いには広い駐車場を備えた商業施設が進出しております。

本町に限らず、従前からの市街商店街では、町外への消費流出、インターネットを利用した消費動向の変化などもあり、買物客が少なくなっている状況でもありますが、商工会におけるプレミアム商品券事業や、うまいもん発見市場、観光協会との連携によるSLのお客様への案内・送迎事業など、駅前商店街のにぎわいづくりに取り組んでいただいているところですし、本町においては、空き店舗を活用した創業支援あるいは事業拡大等を目的としたGOGOチャレンジショップ支援事業により事業者への支援を行っておりますが、世代交代や第三者への事業継承における支援を含め、補助制度の拡充について検討を進めているところであります。

本年、商店街の近代化促進のために環境整備や販売促進を目的とされて活動をしていた駅前商店街協同組合が解散されておりますので、今後においては、商工会と駅前商店街の在り方について、町民の皆様の意見を踏まえながら議論をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 町長も議論する必要があると答弁いただいておりますけれども、私の今回の質問の趣旨というのは、実はそこです。行政主導で駅前の再開発をしてほしいとか、そういう話ではなくて、地域の人たちともしっかり行政が寄り添って、お互い情報交換し、そして、これからのまちづくりというものを考えてほしいという思いがあって、今回

の質問をしております。

今日、午前、午後を挟んで中学生が傍聴に来ておりましたけれども、同僚議員が数年前に中学生との意見交換会をやっているというお話をしておりましたけれども、その中でも駅前の商店街を活性化させたい、にぎやかにしたい、人通りを多くしたい、そういった中学生の意見も我々聞いております。そういった中で、中学生の生徒さんたちがこういったことをやったほうがいいのではないかという、当時の中学生ですので今はもう高校生ですが、そういった学生さんたちが町に対する思いというものを我々に聞かせていただいた経緯もございます。

そういった中で、やはり補助金、非常にそれぞれ事業者さんにとって大事なことでありますけれども、まずはこの先、どういうまちづくりが望ましいのかということ話す機会をたくさんつくってほしいと思っています。防災の話も若干触れておりますけれども、これは我々議員であつたり、あるいは行政側であつたり、そういった者が主導としてやるのではなくて、やはり直接関わりのある方たちから意見を聞いたり、情報収集したり、そういった中で、今後、標茶の駅前に何が必要かということのをいま一度検討する機会というものを増やしてほしいと思っています。

正直言って再質問をするつもりはなかったので、何を聞いたらいいのかと自分の思いだけぶつけてしまうような話になってしまいますが、どうかこれからも、この町の活性化のために各位が力を発揮していただけるようお願いしております。

そこで、改めてちょっと。これは担当部署に聞いたほうがいいのか。現在、駅前商店街の事業者さんの中で、具体的にこういうことをやりたいとかという話があつたりするのかどうかだけ質問したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

事業者さんのほうから直接、私のほうにはお話はいただいていませんし、商工会のほうから何か新しいことに取り組みたいのだということのお話は聞いていないところでございます。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、長尾君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして2点お伺いします。

まず、1点目ですが、観光振興と特産品開発にキッチンカーを生かしてはどうか。

町内の飲食業はコロナ禍と働き手不足によって、業態変更を余儀なくされた事業者が複数あります。その結果、町内では午後8時以降食事ができる店が減り、土日、祝祭日には空いている飲食店を探すのに大変苦労するという状況になっています。

一方、こうした状況を好機と捉え、業態の変更や新規開業を目指す動きもございます。本来こうした挑戦者を支援することが目的の「GOGOチャレンジショップ支援事業補助

金」は、制度設計が空き店舗の活用を前提とした建てつけのままであり、移動販売や仮設店舗を適用除外としています。

特にキッチンカーは、初期投資を抑制することができ、メニューを絞り込んで専門化することも容易です。柔軟に商品開発をすることもできます。また、この人手不足の中、ワンオペ営業が可能でもあります。こうした新しい食文化を創造する可能性を秘めているものであります。また、各地のイベントや集客数の多い大型店敷地内への出店も容易で、標茶町や町の特産品をPRする媒体にもなり得るにもかかわらず、事業対象になっていない点は早急に改めるべきです。

キッチンカーの処遇を中心に「GOGOチャレンジショップ支援事業補助金」を早急かつ大幅に見直し、支援を幅広く手厚くすることで町民の心を癒やすと同時に、標茶町を訪れる人々をもてなす環境を整えるべきではありませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の観光振興と特産品開発にキッチンカーを生かしてはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

現在のGOGOチャレンジショップ支援事業は、議員ご指摘のとおり、町内の空き店舗等を活用し、町内に住んでいる方の起業支援あるいは異業種への新規挑戦を支援し、町内のにぎわいを取り戻す目的で、平成19年度より開始したところでございますが、移動可能なキッチンカーやコンテナハウスといった仮設店舗での営業への支援は組み込んでおりませんでした。

GOGOチャレンジショップ支援事業は、開始当初より2年間の時限立法として社会情勢や本町の事情等に合わせ改正できるようにしておりますので、今回の改正に向けてどのように取り組もうか、商工会、町内金融機関で構成されている金融連絡会議においても補助額の増額や条件の緩和などについて議論されており、全国的にキッチンカーによる営業形態等が増えてきていることを踏まえ、新年度より制度内容を充実できるよう検討しているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 過去にもこのGOGOチャレンジショップ支援事業については、コロナ禍後に事業者が戦略的に業態を変更することを後押しする制度として進化させるよう求めてきた経過があります。当時は、「現行制度の中で支援する」と一蹴されたと記憶しています。そういった意味で、ただいまの町長答弁というのは、非常に前向きかつ新規開業や業務拡大を目指す業者にとって心強い制度として再出発する、そういったことを確信いたしました。

ただ、欲を言えば、次の3点を改正内容に盛り込むことを検討していただけないかどうか、追加でお伺いします。

まず、1点目は、キッチンカーの形状とフットワークの軽さを町の観光や物産のPRに

活用していただきたい。具体的には、所定のキャッチフレーズやキャラクターをラッピングに取り入れた場合、面積等に応じてそのラッピング費用の一部を助成するというのはいかがでしょう。

2点目、新メニューや特産品開発に必要な費用を助成対象に組み入れていただきたい。

3点目は、公益性の高いイベントで公共施設の駐車場等を使用する場合の使用料の減免をご検討いただきたい。

以上、3点について改正案に盛り込むようご検討いただけないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まだ新しくスタートする制度の内容が固まっておりませんので、今、議員からご提案いただきました3点につきましては、議題に挙げまして、取り組めるかどうか検討させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 2点目の質問であります。

廃止される就労継続支援B型事業所利用者の居場所は町が確保すべき。

障がいのある人の自立を支援する観点から、福祉施設や病院への入所、入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービスを提供する体制が整えられなければならない。また、こうした体制を整えることによって、障がい者が障がいの程度にかかわらず社会に参加し、収入を得て生きがいを持てるようにするため、一人一人のニーズや個々の特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉就労の拡大を図ることも大切だ。

しかし、本町の実態は、社会福祉協議会が運営している就労継続支援B型事業所が廃止される件と、NPO法人が運営する放課後等デイサービスが火災によって苦境に立たされている件についても、町の具体的な支援が見えてこないのはなぜでしょうか。

特に、経済的な理由で廃止される就労継続支援B型事業所については、長い間、町の羊を管理することで障がい者の就労機会を確保してきた経過があります。町として羊の増産に取り組む今こそ、再び彼らが羊の飼養管理に関わるような農福連携の体制を整えるべきではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の廃止される「就労継続支援B型事業所」利用者の居場所は町が確保すべきとのお尋ねにお答えします。

1点目の社会福祉法人が運営している「就労継続支援B型事業所」が廃止される件と、NPO法人が運営する「放課後等デイサービス」が火災によって苦境に立たされている件についても、町の具体的な支援が見えてこないのはなぜかとお尋ねにつきましては、このたびの就労継続支援B型事業所の廃止の最も大きな原因は利用者の減少であり、先ほど本多議員への答弁でも申し上げたとおり、事業所の選択権は利用者側にあることから、でき

る限り多くの選択肢を準備し、利用者が自分に合う選択ができるよう、丁寧な対応を行うことを社会福祉協議会に対し要請しているところでございます。

今後、社会福祉協議会と連携を取りながら町としても可能な限り協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

また、放課後等デイサービスに対しては、罹災当日に見舞金をお渡ししたほか、代替施設確保の協力、緊急事態であることから事業運営基準の緩和適用など支援をいたしましたので、ご理解をお願いします。

2点目の町として羊の増産に取り組む今こそ、再び彼らが羊の飼養管理に関わることができるような農福連携の体制を町が整えるべきではないかとのお尋ねにつきましては、育成牧場では赤字運営が恒常的であったため、綿羊事業の見直しを平成14年に行い、その目的を観光、福祉に改めました。

運営の中で、綿羊飼養管理の一部を事業所利用者の就労機会確保のため委託させていたが、平成30年まで継続してきましたが、利用者の減少と高齢化、指導者確保の課題からこれ以上の受託が不可能であるとの申し出を受け、その後、廃プラスチックの清掃など、可能性のある作業を提案させていただきながら現在に至っております。

飼養管理の可能性を否定するものではありませんが、過去に行ってきた飼養管理をそのまま委託することは持続可能性に乏しいと感じており、利用者と指導者の意見を優先に農福連携を模索してまいりました。

今後も飼養管理を含めた要望も視野に入れて協力してまいりたいと考えておりますが、例えば羊に関わる取り組みとしては、利用者自らが作成した作品を販売し、購入者から喜ばれ、やりがい、充実感を意識した活動など、様々な発想を後押しできるよう協力をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、ただいまの私のこの質問というのは、既に理事者はじめ担当の説明員の方もお気づきだと思うのですが、これは町が策定した第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の基本方針から就労支援、就労継続支援B型事業所に関連する部分を抜粋したもので、一語一句が町の方針そのものです。そういう意味で、障がい福祉や障がい児福祉に対する基本的なスタンスというのが私と町の間に隔たりはないという、そういう理解に基づき再度質問をさせていただきます。

まず、就労継続支援B型事業所「しべちゃコスモス」の廃止の原因について、午前中の本多議員への答弁もそうですし、ただいまの答弁もそうですけれども、利用者の減少が原因として大きいと、そういう分析をされているわけですが、少しこれは短絡的ではないかと私は感じます。

町は、運営母体である社会福祉協議会に対して補助金を交付しています。補助金交付に際しては、コスモスの事業の概要や財務状況についてしっかりと把握していたと思います。

そういったことを考えれば、長年にわたり多額の繰越金があったことが、事業効果を上げるための費用対効果の追求や、事業内容の見直しを行わない原因となっていた可能性があるのではないのでしょうか。

具体的に申し上げますと、処遇改善加算や専門職員配置等加算のように現状のままで適用される加算を申請してきていません。特に専門職員配置等加算については、現場からの提案を運営母体である社会福祉協議会が却下しています。

一方、先ほど訪問介護事業所に対しては、処遇改善加算を各事業所に案内して、指導して大きな成果を上げたとしていますが、こうした対応を社会福祉協議会あるいはコスモスに行っていないのではないのでしょうか。まず、そのことをお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

コスモスのほうで給付費の加算を取っていないのではないかとというご質問と思いますが、加算の請求につきましては、ちょっと私どものほうで内容までは承知しておりませんので、申し訳ございませんが、ご理解をいただきたいと思います。

また、こちらの加算について、町から周知をしていないのではないかとというようなご質問もございましたが、今回、介護の部分につきましては、加算について改正されております。その改正についてのご説明をさせていただいているというようなことでございますので、若干このコスモスの部分とは違うかと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 社会福祉協議会が行っている事業の中でコスモスの運営というのは大きな比重を占めておりまして、これ、補助金を交付している町としても、状況をただ見守るだけでは不十分だったのではないかと思うわけです。具体的にいろいろな部分で、ただいま申し上げた給付の加算などについても、具体的な指示や指導が必要だったのではないかと思うわけです。

そして、こういったことを踏まえて、今後について家族会が中心となるべきとの見解も、午前中、本多議員への答弁にあったわけですが、これ、当事者はもとより保護者の高齢化も顕著なコスモスにおいては、家族会に多くを期待するのではなくて、町が力強く支援すべきではないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

先ほど本多議員のご質問にもお答えしたと思うのですが、家族会の意向も踏まえてということ、やはり利用者のご家族の方々がその入所されている方々をどうしたいのか、これから将来含めてどうしたいのかということが一番大事なので、まずそこが根底にないと社協さんといろいろ話をするにしてもなかなか見えてこないということで、そこをしっかりとまず皆さんで議論して、方向性を確認して、それぞれが今のままでいいのか、それぞれ

新たな方向性ができるのか、そういったことを検討してくださいということを伝えていきますので、決して家族会だけということではなくて、基本は社会福祉協議会がしっかりとした、これ以上どういう形で関われるのかを含めて、しっかり方向性を出す、それに対して町も支援していくという基本的な考え方は変わりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 社会福祉協議会が、あるいは家族会が基本的なところ、方針を打ち出して、それに対して町が後押しをしていくのだということですが、少し私が抱いているイメージとは違うなという点があります。それは事務局長人事も含めて、それから補助金の交付も含めて町と社会福祉協議会の立場において、町は明らかに優越的な立場でこれまでも事業に関わってきたと、そういう認識をしていますが、その点についていかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 人事のことについて、今、お話が出ましたけれども、何を言おうとしているか、私よく理解できません。人事は一定程度、社会福祉協議会のほうからの意向があって、適当な人材を、今回については経験者が一定程度、65 歳を過ぎて退任の意向があるのでという形で、もし可能ならば役場の関係者の専門の経験者の中から出していただきたいという話があったので、それに対してただいま類瀬議員からあったような言われ方については、私はちょっと理解できないなと思っています。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 長きにわたって社会福祉協議会の事務局長というのは、例えば町が給与を負担して事務局長を派遣研修するということから始まって、現在は退職者の中で経験者を社会福祉協議会の意向で充てていっているということだけのように、今、言われましたけれども、実際は違うと思うのです。それは、担当課長の段階で、例えば社会福祉協議会の内部で昇格した事務局長を解任しなければ補助金を出さないと。それは町の担当課長の立場で実際に町は一時的にですけれども、これまでおっしゃってきた経過があります。

そういったことを考えると、町はもっと強い立場で、それから強い責任で、この就労継続支援B型事業所の存続に向けて、社会福祉協議会に対して発言ができるものと思うのですが、違いますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 社会福祉協議会は法人格で、しっかりとした役員構成をしている団体でありますので、それに対して私どもが、補助団体としては一定程度その執行を含めて内容については精査していきますけれども、その細かい内容について私どもで指導をもっと強力にすべきだとか、そういった部分についてはいかがなものかと思っています。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

(一部、議事録削除)

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時26分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 4時26分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸

令和6年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年12月4日（水曜日） 午前10時00分開議

第 1 一般質問

第 2 報告第14号 専決処分した事件の承認について

報告第15号 専決処分した事件の承認について

報告第16号 専決処分した事件の承認について

第 3 報告第17号 専決処分した事件の承認について

第 4 議案第56号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第57号 令和6年度標茶町一般会計補正予算

議案第58号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第59号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第60号 令和6年度標茶町病院事業会計補正予算

第 6 選挙第 1号 標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

第 7 意見書案第11号 「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書

第 8 意見書案第12号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加をを求める意見書

第 9 意見書案第13号 「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、存続を求める意見書

第10 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（11名）

1番 深 見 迪 君

2番 櫻 井 一 隆 君

3番 本 多 耕 平 君

4番 鈴 木 裕 美 君

5番 鴻 池 智 子 君

6番 齊 藤 昇 一 君

7番 黒 沼 俊 幸 君

8番 長 尾 式 宮 君

10番 渡 邊 定 之 君

11番 類 瀬 光 信 君

12番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（１名）

９番 松 下 哲 也 君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
庶 務 係	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 11 名であります。

(午前 10 時 00 分開会)

○議長（菊地誠道君） 昨日の一般質問における類瀬議員の一部の発言について、同日付けをもって類瀬議員から「発言取消しの申出書」の提出があったので、会議規則第 62 条の規定に基づき許可することに異義ございませんか。

(異議なしの声)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、類瀬議員から提出された「発言取消しの申出書」については、許可することと決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 01 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第 1。一般質問を続行いたします。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君）（発言席） 日付が変わりましたので、昨日来の質疑から判明した現時点での町の考えについて私なりに整理いたしましたので、まずその点を確認してから質疑を続けていきたいと思います。

町内外の事業所等の中から利用者が自分に合う選択ができるよう、丁寧な対応を行うよう社会福祉協議会に要請している。もう 1 つは、社会福祉協議会と連携を取りながら町として可能な限り協力したいということであり、要約すると、コスモスの利用者が町内外の事業所を利用することに対して責任を持って支援する、そういった理解で間違いないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

議員ご質問のとおり、社会福祉協議会のほうで相談支援事業所等を含めまして、今後対応していただくというような形で要請をさせていただいているところでございます

し、町長答弁のとおり、社会福祉協議会とは連携を取りながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 現実的には、現在のコスモス利用者が今後において大きな環境の変化や新しい作業、新しい人間関係に順応するということは大変難しいということ、家族や本人の年齢から間もなくグループホーム等での生活が必要になる方々であるということ、町としては理解されているでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えを申し上げたいと思います。

利用者様が高齢化しているという事実は、私どもでも承知をしているところでございます。今後、そのグループホームの利用等については、現在コスモスを利用している利用者様方のご判断になると考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 繰り返しになりますけれども、現在のコスモスの利用者が今後大きな環境の変化、つまり違う事業所で生活、作業、人間関係を築くということが大変難しい方々であるという、そういった事実がございます。今、グループホームのことについて触れていただきましたけれども、高齢化していることを考えると、当然、そういったこともこの先見据えていかなければならないし、そういったことに関しても今回の廃止に向けた議論が出ておりますけれども、町としては社会福祉協議会に対して、そういったことも踏まえて、現状を維持するということを指導される考えはありませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から、現状維持を指導する考えがあるかないかというご質問だったと思います。そこで指している現状維持というのは閉鎖ではなくて存続をさせるという意味合いで捉えた場合、できる限りの存続をとすることはこちらのほうでもお願いをして、ただ、社協のほうとして運営母体として財政面、それから人の関係で、これ以上の存続が困難であるという申出を受けて、やむなく同意をしているというところであります。

ただ、昨日来の議論の中でお答えさせてもらっているように、この先についても可能性については協議の中で追求していきたいという、そういう立ち位置でありますので、ご承知いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 今、存続の可能性のことについて触れていただきましたので、その存続の可能性ということで申し上げますと、町内の同じように就労継続支援B型事業所の方にお話を伺いました。コスモスの事業内容とそれから財務状況を確認したところ、現状で今の人数で、それから指導員の数で十分継続が可能だという、そういう評価

をいただいているところです。これは社会福祉協議会のほうでも、直接その事業所の方からお話を伺っている、そういった内容です。

よその人がというか、別の人がやったら何のことなくできるのだよということに対して、財政的なことを理由に、あるいは人数のこと、財政と人数はリンクしますが、それから指導員のこととかを含めてできないという運営母体の社会福祉協議会のその判断について、町としてはどうですか、そういった民間の方のおっしゃっていることを踏まえて、どんなふうに考えますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員からご指摘のあった件については、私ども承知しておりません。

あくまでも、社会福祉協議会の中の議論の結果について、数値をもって示されたもので判断をさせてもらっております。

仮に、ほかの事業者が財政面を含めて運営できるのであれば、社会福祉協議会で同様な努力ができないかということは、申入れはしなければいけないと思いますけれども、指導という立場ではないと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 指導ということでないにしても、そういった現状維持できる状態であるかもしれないということは今、私の話が正しければということですが、それから民間の事業者の方の見立てが正しければという前提になりますが、そういった状況であるということについて、町としても確認する必要というのがあるのではないのでしょうか。社会福祉協議会、現在の運営元の見立てとしてはそうではないと言っているけれども、別の見方があるということについて、町としてきちんと検証して、それでしるべき対応をするということは必要ではないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

この先の社会福祉協議会との協議ということをご昨日申し上げておりますけれども、当然、その中では、議員がおっしゃっているような話について出てくるものだと考えていたところであります。

ただ、いずれにしても、事業運営そのものについては社会福祉協議会が行い、そこに町が補助金という形で支援するという、そういう形になっておりますので、社会福祉協議会自身が置かれている環境の中で事業を継続できるかどうかという判断をしてもらえるかどうか、そこについて、こちらのほうでも材料を示しながらできるだけ後押しをするというのが、今、考えられることではないかと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 今、補助金の交付を通じてということに触れられたわけですが、ということは、そういった実際には継続できるかもしれないということが今後

の議論の中で出てきて、多少なりとも補助金を上乗せすることで継続ができるというような話になったときに、町としては対応する用意があるということでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

補助金の増額については、一切、今、考えとしては申し上げたつもりはございません。あくまでも、他方の民間事業者もいるわけですから、標茶町全体の中でB型事業所に対する支援の在り方というものを考えながら進めていくべきだと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 他方の事業者も含めて、財政的に支援するという考えはないということでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 基本的には財政的な支援というのはこれまでも行っていないと考えておりますので、それは赤字が出た場合の補填という意味ですけれども、そういったことは行っておりませんので、これまでの延長線であれば現時点では考えておりません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 今回、実際問題として、運営母体の社会福祉協議会のほうで事業所の廃止の方針で話が進んでいっているわけです。今のお話のように、民間事業者が例えば仮に赤字であったとしても、そこに財政的な支援をしないということも、今のお話の核心かと思うのですけれども、そうすると、そういった理由で町内に同様の就労支援の施設がなくなった場合、町はどうするのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ちょっと飛躍的な議論をされているかと思うのですけれども、これまでの状況を踏まえて、現時点では考えていないと申し上げました。おっしゃるように、町内に事業所がなくなるというような、そういった事態では、本町のB型に関する福祉サービスがなくなってしまう、利用者について大変困られるというような状況が見えてきたときには、今まででは発想できなかった考え方に基づいた支援というのは、当然、検討しなければいけないと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 現実的に今、運営母体の考え方で、主に財政的なことを理由として1つの事業所が廃止されようとしています。そして、そこを利用していた方々の、町内でのよりどころになるかといっていたところが、グループ内の事業所で火災が起きて、そういう不測の事態、現実には起きています。就労支援のほうの施設ではないけれども、そういったことというのは飛躍でも何でもありません。そういった高い想定を常に持っていないと、今回のことだって私が聞いたのは2か月ぐらい前の話です。そこから

利用者に話が伝わったというのは、ひと月ほど前のことです。唐突に話が出てきてどんどん進んでいく、同じように何かしらの理由で、今回の場合、火災なんかもあったわけですから、そういったことで町内のそういった福祉サービスが消滅する可能性というのがありますよね。実際に2つしかないうちの1つが今なくなるわけですから。そういったことについて町としては、話が飛躍したという、飛躍した話だからあまり考えられないということではなくて、今この1つがなくなる時点から、そのことも考えていなければいけないのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ちょっと言葉の捉え方なのかなと思うのですけれども、補助金を将来に向かって出す出さないというところまでは私は当初言及していなかったというところで、議員の捉え方がちょっと飛躍されたのかなと思ひまして、先ほどそういうふうな言葉を使ったのですけれども、事業所あるいはサービスがどうなるかというのは、2つしかない民間事業所が、例えば残る1つがこの先の経済状況等でどうなるかわからないというのは、当然、それは想像であればできることだと思います。

その件に関して、違う用途の建物の火災があって経営全体の中で言うと痛手を負っているというのは、それは私どもも十分承知をしております。そこに関して、それも含めて、なくなることも想定して考えなければいけないというのは、それは議員おっしゃるとおりだと思うのですけれども、これまでの経過で言うと、昨日の答弁でもあったように、もう一方の民間事業者に関しては、町としてできる対応についてはしてきているつもりでありますし、それから存続に向けて後押しをするという体制は、町内で確認をしながら先方とは対応させていただいてきているつもりであります。

また、この先、状況の変化が起きたときについては、話を聞いて、できる限りの対応というのは、当然、考えなければいけないかなと思うのですけれども、いずれにしても、そのもう一方の事業者がありながら、現状で今回のコスモスについて、その支援の程度もまだ明らかにされていない、社会福祉協議会の中で、継続するのであれば、どういったことができ、そして最終的にどれぐらいの支援が必要か、そういったことはじかれていない現状では何とも申し上げることができないという状態であったということは、ご承知いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 今のご答弁を聞いている側の都合のいいところだけを切り取ると、今のところ運営母体のほうから具体的に例えば財政的にどのぐらい支援が必要とか、そういったことを聞いていない段階だから、そういったことについて明確に何をいくらできるとか、どうできるということを言えないという理解でいいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、恐らく議員がお聞きしたいことというのは、昨日から言っているように、この先の社会福祉協議会との協議、打合わせの中でしっかり積み上げていくべきものだと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） わかりました。利用者個々の事情がどうであれ、町内の福祉サービスの現状がどうであれ、現状で町として運営母体に対して積極的にこういった支援をするとか、支援の内容を例えば見せて、それでもやれないのかというようなことをおっしゃるつもりがないということはわかりました。

そこで今後……

（「違うから」の声あり）

○11 番（類瀬光信君） 違うの。

（「違う」の声あり）

（「もう一回詰めていくと言っている」の声あり）

○11 番（類瀬光信君） 私の理解の違うところに関しては違うということで答えていただかなくて結構ですから、今後こういったことでコスモスの事業内容と財務状況を確認した別の就労支援事業所の方の見解なんかも含めて、それと利用者個々のなかなか新しい環境とかには移れない、新しい人間関係とかも構築できない、それから年齢的に難しい作業とかにも順応できないというような方々を、現在の枠組みのままで例えば引き継ぐというような方が出てこないとも限らないわけです。

新しい組織とかになれば、職員の給与水準や利用施設のランニングコストの見直しとか、それから各種制度の徹底利用とか、そういったことをしなければいけないという課題はありますけれども、現状でコスモス以外に行き場のない方々は、やはり現在の枠組みの中で生活することが最善であるとは私は思っています。

そこで、恒常的に赤字が続く町の綿羊事業の一部を、現在のコスモスの継続あるいは再生に活用させていただくことはできないでしょうかということです。具体的には、町有綿羊に関してその一部の飼養管理を委託していただくことはできないのか。以前のよう
100 頭単位でということは無理でも、その一部でもということです。

今後、現在のコスモスの経営基盤に現在の状況、運営基盤を基にして、新たに就労支援、就労継続支援B型事業所をどなたかが立ち上げることを促すためには、確固たる就労先や資源確保が必須となります。長年携わってきた綿羊の飼養管理と羊毛加工は彼らにとって大変大きな自信であり、綿羊事業を福祉就労の拠点化することは苦戦している綿羊事業の今後の存続にも大きく貢献することになると思いますが、そういった点で積極的に協力していただくことは可能でしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ちょっと議員のご質問が長くて最初の部分、記憶が薄れてしまったのですが、

町は利用者さんたちのことやなんかは何も考えずに、このまま明確な支援をしないのか、言わないのかみたいなお話だったかと思うのですが、そこは明確に否定をさせていただきたいと思います。先ほど来言っているように、昨日から、この先について社会福祉協議会と、それこそ能動的なやり取りをしなければいけないという考えに基づいて今まで話をしてきたつもりであります。

それから、後段のほうの羊の話なのですが、担当のほうからもお話あるかもしれませんが、これも町長の答弁の中で、新しい発想も含めて出てくるように後押しをしたいという、そういうふうに表示をさせてもらっております。

ただ、町のほうで用意できるかというよりは、それこそ社会福祉協議会がコスモスの中で、従事する利用者さん、あるいは指導する方を確保して、送迎を含めてやり切れるのかどうかというところにかかっているのではないかと思います。

私、申し訳ないことにコスモスが羊から撤退した経過については明るくないのですが、恐らくそういった事情があって撤退されたのではないかと考えていたところでありまして、そういった環境を再び整えることができるのであれば、なおかつ、とはいえ牧場も経営をしているわけでありますから、そこにマイナスな影響がない範囲の中で、どういった協力ができるのかについて話をしなければいけないかと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 以前、羊のことに関して質問した際にもお話ししたとおり、事業所に通われる方、利用されている方々が従前のように牧場まで通ってそういった作業に従事するということは、これはいろんな負担が大きくて、それからリスクも大きくて、そういったことも含めて撤退しているわけですが、町内の遊休施設等を利用して、そういった様々な負担やリスクを排除する中で、そういった事業に取り組みたいというような希望というのは、もし存続していくことになれば恐らく希望としては出てくると思うのです。そういったときに、ぜひ前向きな対応をしていただければと思います。

確かに牧場の事業の中で綿羊事業自体は恒常的に赤字が続いていますので、そこにさらに負担をかけることのないようにということは、それはそのとおりでありますけれども、もともと特別に足を引っ張るような、そんなような形で委託されていた、そういう内容でもございませんので、ぜひコスモスの存続を含めて、存続後の材料としてそういった部分、積極的に前向きに考えていただくことを最後お願いして、私の質問を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で、11 番、類瀬君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしております1点について、ご質問を申し上げます。

ほっとらいふ制度の一部見直しをとの件です。

福祉灯油は生活困窮者対策として始まった制度で、本町は 2002 年、ほっとらいふ制度として設けられ、低所得世帯や高齢世帯、障がい世帯または母子世帯に対し、上・下水道等の料金や暖房費等の一部を助成することにより、その世帯の生活安定と福祉の増進を図ることを目的として設けられました。この制度は申請主義で、昨年令和 5 年度は 266 世帯が申請していると伺いました。

2021 年から続いている物価高騰は、生活困窮と言われる世帯に大きな痛手となり、特に冬場の灯油代は、家の広さや家族構成、ライフスタイルにもよりますが、1 か月 2 万円から 4 万円以上かかり、北海道は寒い時期が長く、約半年暖房を必要とし、春先や秋も暖房費はかかります。

現在のほっとらいふ制度の暖房費は 100 リットル相当額の助成をしていますが、物価の高騰に合わせて灯油の高止まりが続いております。そのため、暖房費を抑えている家庭もあると伺っております。

一戸建ての年間灯油消費量は、道の調べですが、平均 1,500 リッターで、そのうち 8 割が暖房に使用されているとも聞かれております。最大の需要期を迎える灯油価格は過去最高を更新しておりますので、本町の冬期間は特に寒さが厳しく、少しでも暖かく安心して生活ができるように、現在の 100 リットル相当額の助成数量を見直し、増量すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4 番、鈴木議員のほっとらいふ制度の一部見直しをとのお尋ねにお答えいたします。

ほっとらいふ制度につきましては、議員ご質問のとおり 2002 年 3 月にほっとらいふ制度に関する規則を制定し、運用してきたところでございます。

内容といたしましては、低所得世帯及び老人等世帯の世帯主に対し、水道料、下水道使用料並びに暖房費及び再生エネルギー及び太陽光発電促進賦課金の一部を助成するものでございます。

暖房費につきましては、平成 26 年度において従来 70 リットル相当としていたものを 100 リットル相当として改正し、現在に至っているところでございます。

現在 100 リットル相当の助成額を見直し、増額すべきと考えるがいかがか伺うとのお尋ねにつきましては、北海道が調査を行いました令和 6 年度高齢者等を対象とした冬期間の増嵩経費への助成実態調査では、道内 179 市町村のうち、実施は 114 市町村となっております。

そのうち、金額が 1 万円以下が 48 団体、1 万 1 円から 1 万 5,000 円までが 11 団体、1 万 5,001 円以上が 14 団体、その他 35 団体、未定が 6 団体となっております。

本町の 100 リットル相当額を現在の単価に置き換えますと 1 万 1,900 円となることから、おおむね中間程度であると考えているところでございます。

また、管内的には灯油 60 リットル相当から 140 リットル相当額となっており、管内的

にも平均的となっております。

このことから、現状、直ちに増額することは考えておりませんが、今後の状況の推移を見ながら検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 管内の平均でもあるということも承知をしながら質問はさせていただきますが、昨年、原油の高騰対策として、国は低所得者等に支援をしてまいりました。

しかし、物価の高騰は需要と供給のバランスの崩れ、原材料費の上昇、円安、賃金上昇等、複数の要因によって生じていて、2025年、来年も上昇見込みで、物価上昇の勢いは収まるがあっても、かつてのように物価が下がるということはないだろうと見られております。

そして、灯油の価格の値上げが家計に大きく影響しておりまして、そのことは町長も十分に承知をしていると思います。正直言って、町長のうちは薪をたいておりますのでね。そう承知していますから、灯油については、それほどかかっているかと思えますけれども、本当に平均的に灯油代の8割以上が、この本町においても暖房費として使われているというのは、認めていただけたと思うのです。

先ほど平成6年度から100リットルに変えたということ……

（「26」の声あり）

○4番（鈴木裕美君） 26年、ごめんなさい。平成26年度から100リットルに変えて、管内的に平均だと言われますけれども、昨年を振り返ったときに、電気代の高騰で、集中暖房の方々についても、かなりご無理を言って抑えてきている。家計の圧迫をしているからということで、灯油も含めて電気代も抑えてきているということが、それぞれの家庭ではないかと思っております。この制度というのは、制度当初というのは暖房に対しては高齢者世帯だけだったのです。それが制度改正されて現状の、全ての困窮世帯と言われる世帯に支給されるとなりましたけれども、特に高齢者世帯、年金で暮らしている方が多いかと思われそうですが、物価の高騰等にかかわらず年金はそれほど上がっていない。年配者にお伺いしますと、本当に灯油が高くなってきているので、うちの中ではセーターを1枚重ねてしのいでいるのだと、そういう声が生々しく聞かれております。

そういう意味では、管内的に平均だというのは承知しておりますけれども、ぜひ、うちの町が、先ほどの問題ではないのですが、福祉の町だと、昨日の某議員の発言で、かつては福祉の町・標茶町、私も承知しておりました。本当に標茶は福祉の町だということで、私は自慢をしてきておりました。

そういう意味からすると、何とかこのほっとらいふ制度の暖房費だけでも見直しをし

て、増額、増量をしていただけないかと、決してお願いではないのですが、特に高齢者が大変な思いをしているということを言わなくとも知っているのであろうと思いますが、もう一度考えられないか伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、物価高騰、燃料費の高騰、そういう部分は私どもも、当然、理解をしているところでございます。

（何事か言う声あり）

○保健福祉課長（浅野隆生君） 先ほどオール電化のお話がありましたけれども、本町におきましては、支給に関して言うと、灯油 100 リットル相当分ということで現金で支給させていただいております。そのため、灯油以外の暖房をお使いの方にも、当然、支給をさせていただいているというような状況でございます。

他の町村ですと、灯油の引換券もしくは助成券を出しているところもございますが、そういうことになりますと灯油以外を使っている方はなかなか難しいこともあると思いますので、本町としては基本的に対象となる方全てに支給をさせていただいているというようところでございます。

また、燃料に関して言いますと、国のほうでも燃料価格高騰に伴う補助金を出して高騰を抑えているというような状況もございますので、現状、今、100 リットルというような部分を直ちに増額するということはなかなか難しいかと思っていますけれども、今後、町長も答弁ございましたが、状況の推移を見ながら検討させていただきたいとは考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君） 課長の答弁で 100 リットル分を現金で支給されているということで、それも承知しております。ただ、暖房費としての制度ですから、当然、電気の方もいらっしゃるし、例えば石炭の方もいますから、先ほど薪とも言いましたけれども、そのように有効に使われていることは承知しております。だとするならば、100 リットルの増量ではなくて、暖房費の値上げをしてあげたい、あげていただきたいと思うのです。暖房費として全てが使えるように、全ての暖房が使えるように値上げということを考えていただきたいと思うのです。

その辺、町長、推移を見ながら検討していくと言われてはいますが、本当に高齢者の皆さん困っているのです。ましてや、意外と今年は暖冬期ですね。ですから、まだ辛抱されているかと思うのですけれども、本町の厳しさは毎日のように、今年はなかなか標茶町、一番という朝の気温の低さは出ないのですが、去年までは毎朝のように北海道標茶町が気温の低さは一番とかと出されておりました。せめて、標茶町に長い間貢献されてきた高齢者、お年寄りに対して、温かい目を向けていただきたいと思うのです。そういう意味からすると、ぜひ、現金支給であれば暖房費として有効に活用でき

る、料金の値上げを求めたいと思いますけれども、早急に検討していただけますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ちょっと私、質問の趣旨をよく理解できていないでお答えさせていただくのですが、暖房費として増額をとというようなご質問だったと思います。このほっとらいふ制度に関する規則の中では、暖房費は灯油 100 リットル相当額とするというような規定をさせていただいております。ですから、この 100 リットルを増やすということではなく暖房費をとということで言うと、ちょっと私が理解が足りないのかもしれないのですが……

（何事か言う声あり）

○保健福祉課長（浅野隆生君） ということで、申し訳ございません、ちょっとなかなか質問の趣旨を読み取れなかったところもあるものですから、よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君） 私の質問の仕方がひょっとすると悪いのかと思うのですが、規則の中では暖房費として灯油 100 リッター相当額と明記されていることを、私は十分承知をしながら質問させていただいております。

ただ、現金支給ですから。だから、なお、その現金を灯油だけに充てるのではなくて、他の暖房費にも充てられるように。

（何事か言う声あり）

○4 番（鈴木裕美君） だから、そうなると、100 リッターの増量分を増やしても、例えば 150 リッターにしたとすればですよ、その分、今 121 円ですか、その 100 リッターを 150 リッターに増やすとしたら、その料金は、言ってみれば、150 リッター料金が現金として対象世帯に、申請世帯に配られますよね。そういうことを私が再質問で申し上げたのですけれども、ご理解いただけますか。

○4 番（鈴木裕美君） だから、要は「増やせ」さ。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員のお尋ねの内容は、要は、今 100 リットル相当額の金額を、それをいくらかでも金額を増やしたらいいのではないかという、そういうお尋ねだったと思います。

福祉の町に関する言及もあったのですけれども、先輩たちが築いてきた考え方については私どもも引き継いでいかなければいけないとは考えているのですが、先ほど町長からあったように、ほっとらいふ制度について言うと、今、中庸の位置にある中で、これを上げないというところで福祉の町でなくなるとご高齢の方は考えないと思うかと。

これは蛇足なのですが、今のところご質問いただいて様々なことを考えながら答弁、町長が先ほど申し上げたのですけれども、議員からは早急に検討をというところだったのですが、管内情勢等を鑑みながら、現状直ちに増額することは考えていない

と。

ただ、社会情勢等を見ながら必要に応じてというところについては、そのタイミングで速やかに検討に入りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 副町長からそのようなご答弁をいただきましたが、暖房費については支給が12月期ですね。ですから、追加で3月期にでも支払いすることも可能かと思っておりますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎報告第14号ないし報告第16号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第14号、報告第15号、報告第16号を一括議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第14号から報告第16号までを一括して説明させていただきます。

まず、報告第14号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年度一般会計補正予算第5号の専決処分でございます。

内容につきましては、8月31日の豪雨による林道の復旧工事費及び町道等の復旧工事費及び資材の購入費の補正でございます。

補正額は4,390万4,000円の増額であります。

なお、本件は、9月10日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

報告第14号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第5号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は令和6年9月10日です。

以下、別冊の令和6年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,390万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億2,875万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的、9緊急自然対策防止事業、新規の借入でございます。補正後の限度額を210万円とするものでございます。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるものでございます。

起債の目的、10災害復旧事業公共土木施設、新規の借入でございます。補正後の限度額を2,340万円とするものでございます。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるものでございます。

合計では、補正前の合計が7億3,125万8,000円に2,550万円を追加し、限度額を7億5,675万8,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額7億3,125万8,000円に、補正額2,550万円を追加し、補正後の額7億5,675万8,000円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額129億2,661万6,000円に補正額2,550万円を追加し、補正後の額129億5,211万6,000円とするものです。

以上で、報告第14号の内容の説明を終わります。

続いて、報告第 15 号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和 6 年度一般会計補正予算第 6 号の専決処分であります。

内容につきましては、衆議院議員総選挙に要する経費の補正であります。

補正額は歳入歳出それぞれ 1,309 万 9,000 円を追加し、総額を 118 億 4,185 万 4,000 円とするものでございます。

なお、本件は 10 月 1 日をもって専決処分させていただきました。

ご承認の程、お願い申し上げます。

議案書の 3 ページをご覧ください。

報告第 15 号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 6 号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は令和 6 年 10 月 1 日でございます。

以下、別冊の令和 6 年度一般会計補正予算書により説明申し上げます。

令和 6 年度一般会計補正予算書 1 ページをお開きください。第 6 号と書かれた補正予算書でございます。

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,309 万 9,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 4,185 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページ、3 ページの「歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、報告第 15 号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして報告第 16 号の内容について説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和 6 年度一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分でございます。

内容につきましては、先ほど第5号で報告と同様に去る8月31日の豪雨による林道の復旧工事費の補正でございます。補正額は606万7,000円の増額であります。

なお、本件は、10月15日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

報告第16号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第7号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

専決処分日は令和6年10月15日です。

以下、別冊の令和6年度一般会計補正予算書により説明申し上げます。

別冊の令和6年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億4,792万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」でございます。

起債の目的、9緊急自然災害防止対策事業、補正前の限度額210万円に360万円を追加し、

補正後の限度額を570万円とするものでございます。起債の方法、償還の利率につきましては、補正前と同じでございます。合計では、補正前の限度額7億5,675万8,000円

に、補正額 360 万円を追加し、7 億 6,035 万 8,000 円とするものでございます。

10 ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額 7 億 5,675 万 8,000 円に、補正額 360 万円を追加し、補正後の額を 7 億 6,035 万 8,000 円とするものでございます。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額 129 億 5,211 万 6,000 円に、補正額 360 万円を追加し、補正後の額を 129 億 5,571 万 6,000 円とするものでございます。

以上で、報告第 16 号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、報告第 14 号一般会計補正予算第 1 条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6 番（齊藤昇一君） この専決ですけれども、報告第 14 号と報告第 16 号に分かれた理由を聞いてもよろしいですか。同じ災害ではなかったか。いいですか。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 報告第 14 号につきましては林道と町道の復旧、報告第 16 号については林道の復旧ですけれども、設計の金額が固まったのが最初の専決の日には林道の後段の第 16 号の設計がこの専決処分をした 9 月に間に合わなかったことから、その設計の金額の確定をもって復旧したいということがありましたので、当初の専決処分の日には第 16 号で報告した部分の設計が間に合わなかったということで、とりあえずいけるところから直ちに復旧したということで、最初の専決処分日にはできる設計の金額について工事発注できるような形で専決処分をさせていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6 番（齊藤昇一君） あと、補助対象と補助対象外に分かれているのか。どうなのか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えします。報告第 14 号のほうの道路に関する災害ですけれども、今回の災害については公共土木施設災害、いわゆる補助的な災害は出しておりません。全て単独の災害ということで出しております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で報告第14号一般会計補正予算を終わります。

次に、報告第15号一般会計補正予算、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） やはり選挙というものは、トータル1,300万円かかるのかとこの資料をみるとよくわかるのですがけれども、時間外手当約600万円ということで、この中で業務委託料の詳細について教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

ポスター、掲示板の看板設置、撤去費用が150万円、それとポスター掲示は注意書き作成委託業務が12万5,000円、啓発用看板作成委託業務が20万円、読取分類機等の調整で25万円、以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 以上で、報告第15号一般会計補正予算を終わります。

次に第16号一般会計補正予算、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で報告第16号一般会計補正予算を終わります。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより、報告第14号から報告第16号まで議題3件一括して採決いたします。
報告第14号から報告第16号まで議題3件を承認してご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、報告第14号、報告第15号、報告第16号は、承認されました。

◎報告第17号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。報告第17号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 報告第17号の内容についてご説明いたします。
本件は、令和6年10月1日に発生した自動車事故についての専決処分でございます。
当該事故は、出張途中の豊頃町において、先行車両が停止したのに気付くのが遅れ、
ブレーキを掛けたが間に合わず、当方車両が追突したものです。

相手方車両の損害につきまして、11月13日付けで専決処分をさせていただき、11月
19日に示談が成立いたしました。

なお、安全運転についてより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の7ページと、議案説明資料の1ページをご覧ください。

報告第17号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専
決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでありま
す。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

令和6年10月1日発生した自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償
するものとする。

上記事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、50 万 5,956 円。2 相手方、恵庭市北柏木町 3 丁目 104 番地 1、株式会社コーンズ・エージェ、代表取締役社長、南部谷秀人。

専決処分日は令和 6 年 11 月 13 日です。

資料にまいります。

令和 6 年 10 月 1 日午前 8 時 5 分頃、道路工事に伴う片側交互通行規制が行われていた右カーブ出口で、相手方車が停車していたことに気付くのが遅れ、当方車右前方が相手方車左後方に追突したものです。

過失割合については、町が 100%となりました。

以上で、報告第 17 号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって報告第 17 号は承認されました。

◎議案第 56 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 4。議案第 56 号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第 56 号「標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、総務省が示す印鑑登録システム標準仕様書に準拠するシステムへ移行するため所要の改正を行うもので、内容といたしましては、これまで印鑑登録原票とは「印鑑を押下した紙」と「印影以外のデータ」の両方のことを指していましたが、標準仕様書では「印影及び印影以外の情報をシステム上に登録した内容」を指すこ

ととなり、その内容を反映し改正するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の 9 ページをお開きください。

また、議案説明資料 2 ページからは新旧対照表となっておりますので併せてご覧ください。

議案第 56 号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例

標茶町印鑑条例（平成 12 年標茶町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項、第 2 項の改正は「印影」と「印影以外」をあわせ「印鑑登録原票」とする内容の改正となっております。

本文にまいります。

第 6 条第 1 項中「印影のほか、」を削り、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

第 7 号 印影

第 6 条第 2 項中「事項」の次に「を登録した印鑑登録原票」を加える。

第 1 条の改正につきましては改正に伴う文言の整理となります。

本文にまいります。

第 11 条第 1 項中「印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置」を「印影を光学画像読取装置」に改める。

附則といたしまして、

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例に基づき印鑑の登録を受けている者は、この条例の施行の日において、この条例の相当規定に基づき登録されたものとみなす。

以上で、議案第 56 号の提案趣旨及び内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第 56 号は原案可決されました。

◎議案第 57 号ないし議案第 60 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 5。議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号を一括議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第 57 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）であります。

本格シーズンを迎えた除雪対策、その他事務、事業等についての補正を見込み、歳入歳出それぞれ 2 億 6,123 万 1,000 円を追加し、総額を 121 億 915 万 2,000 円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、日中一時支援事業として委託費 783 万 1,000 円、認定こども園の会計年度任用職員報酬 800 万円、児童手当 1,796 万 5,000 円、農業用排水維持補修事業 2,223 万 8,000 円、育成牧場牧野管理費 2,557 万 8,000 円、除雪委託料 1 億 4,838 万円、学校給食に係る給食材料費 466 万 7,000 円の追加となっております。

他会計への繰出については、国民健康保険事業が 115 万 3,000 円の減額となっております。

歳入につきましては、それぞれの特定期間を見込み、地方交付税、前年度繰越金、寄付金、財政調整基金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為 3 件、地方債 1 件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。別冊の令和 6 年度標茶町一般会計補正予算書、1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度標茶町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,123 万 1,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121 億 915 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為補正」についてご説明いたします。

事項は、標茶町火葬場指定管理料、補正後の期間ですが、令和7年度から令和9年度、限度額は2,412万3,000円とするものでございます。

次に、畜産特別支援資金令和6年度、補正後の期間ですが、令和7年度から令和31年度、限度額を融資金1,717万3,000円に対する利子補給(年0.18%)44万6,000円とするものでございます。

次に、学校給食調理業務、補正後の金額ですが、令和7年度から令和9年度、補正後の限度額を2億4,700万円とするものでございます。

20ページをお開き願います。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

事項は、標茶町火葬場指定管理料、補正後の債務負担行為の限度額を2,412万3,000円とし、当該年度以降の支出予定額、期間は令和7年度から令和9年度、金額につきましては、2,412万3,000円、財源内訳は一般財源で2,412万3,000円とするものでございます。

次に、畜産特別支援資金令和6年度、補正後の債務負担行為の限度額を融資金1,717万3,000円に対する利子補給(年0.18%)、44万6,000円とし、当該年度以降の支出予定額、期間は令和7年度から令和31年度、金額を44万6,000円とし、財源内訳は国道支出金が29万7,000円、一般財源で14万9,000円とするものでございます。

次に、学校給食調理業務、補正後の債務負担行為の限度額を2億4,700万円とし、当該年度以降の支出予定額、期間は令和7年度から令和9年度2億4,700万円とし、財源内訳は一般財源で2億4,700万円とするものでございます。

合計では、債務負担行為の限度額を8億462万円とし、前年度末までの支出見込額を2億2,432万1,000円とし、当該年度以降の支出予定額を5億8,029万9,000円、財源内訳は国道支出金が1,587万4,000円、その他で3,076万3,000円、一般財源で5億

3,366 万 2,000 円とするものです。

なお、括弧内の 8,266 万 1,000 円につきましては、令和 6 年度の支出予定額となっております。

5 ページをお開き願います。

「第 3 表 地方債補正」でございます。

起債の目的、5 緊急浚渫推進事業、補正前の限度額 470 万円に 2,260 万円追加し、補正後の金額を 2,730 万円とするものでございます。起債の利率、償還の方法につきましては、補正前を同じでございます。合計では、補正前の限度額 7 億 6,035 万 8,000 円に、2,260 万円を追加し、限度額を 7 億 8,295 万 8,000 円とするものでございます。

21 ページをお開き願います。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額 7 億 6,035 万 8,000 円に補正額 2,260 万円を追加し、補正後の額を 7 億 8,295 万 8,000 円とするものでございます。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額 129 億 5,571 万 6,000 円に、補正額 2,260 万円を追加し、補正後の額を 129 億 7,831 万 6,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 57 号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第 58 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 6 年度標茶町国民健康保険事業 事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）で、内容につきましては、歳出では高額療養費が前年度同時期と比較し大きく上回って推移しており、今後の支出見込み額を追加し、また、概算で交付されていた北海道交付金（特別交付金）の額が確定されたことによる返還金を追加するものであります。

歳入では歳出で追加した高額療養費は全額、北海道より交付されることから、これを追加し、令和 5 年度決算による繰越金の確定による追加及び、一般会計繰入金により収支の均衡を図るものであります。

なお、本案につきましては、令和 6 年 11 月 20 日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき説明いたします。

別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,592 万 8,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,852 万 7,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページから 3 ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第 58 号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第 59 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でありまして、やすらぎ園及びデイサービスセンター給食調理業務に係る、債務負担行為 1 件の提案をさせていただいているところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

次ページをお開きください。

「第1表 債務負担行為」でございます。

新規の設定でございます。

事項、やすらぎ園及びデイサービスセンター給食調理業務。期間は令和 7 年度から令和 9 年度。限度額は 1 億 1,900 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

事項、やすらぎ園及びデイサービスセンター給食調理業務。補正後の債務負担行為の限度額、1 億 1,900 万円。前年度末までの支出（見込）額はございません。当該年度以降の支出予定額、期間、令和 7 年度から令和 9 年度。金額、1 億 1,900 万円。財源内訳につきましては、一般財源 1 億 1,900 万円。

合計では債務負担行為の限度額、1億6,000万円、前年度末までの支出（見込）額はございません。当該年度以降の支出予定額、1億6,000万円。財源内訳につきましては、一般財源で1億6,000万円でございます。

なお、括弧内金額は令和6年度支出予定額でございます。

すみません、先ほど提案趣旨説明の中で令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）と申しましたが、（第2号）の誤りでありますので、訂正させていただきたいと思います。

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）で、債務負担行為1件の提案をしたいというものであります。

以下、内容につきまして予算書からご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

令和6年度 標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度標茶町病院事業会計予算、以下「予算」という、第5条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を第6条とし、予算第6条他会計からの繰入金から第8条重要な資産の取得及び処分までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条資本的収入及び支出の次に次の1条を加える。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、町立病院給食調理業務、期間、令和7年度から令和9年度、限度額、1億4,300万円。

次ページにまいります。

「債務負担行為に関する調書」についてご説明いたします。

事項、町立病院給食調理業務、限度額、1億4,300万円、前年度末までの支払義務発生額はございません。

当該年度以降の支払義務発生予定額、期間、令和7年度から9年度、金額、1億4,300万円。

左の財源内訳、病院事業収益、1億4,300万円でございます。

なお、本案につきましては、11月20日開催の第2回標茶町立病院運営委員会におきま

して、承認されていますことをご報告申し上げます。

以上で議案第 60 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題 4 案は、直ちに、議長を除く 11 名で構成する議案第 57 号、

議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題 4 案は、議長を除く全員で構成する「議案第 57 号・議案第 58 号・議案第 59 号・議案第 60 号審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 2 時 16 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第 1 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 6。選挙第 1 号を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員については、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君、松本美代子君。同補充員については、蜂谷梢君、野崎哲也君、林博君、佐々木幹彦君、以上の諸君を指名いたします。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名しました順位によるものといたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した諸君を選挙管理委員並びに同補充員の当選人に決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がないものと認めます。

よって、選挙管理委員には、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君、松本美代子君。同じく補充員については、蜂谷梢君、野崎哲也君、林博君、佐々木幹彦君、以上の諸君が、当選されました。

以上で、選挙第1号を終了いたします。

◎意見書案第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第11号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第 12 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 8。意見書案第 12 号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第 40 項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第 12 号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第 12 号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第 12 号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第 13 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 9。意見書案第 13 号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第 40 項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第 13 号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第 13 号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第 13 号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎閉会中継続審査並びに継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第 10。閉会中継続審査並びに継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会の委員長から会議規則第 73 条の規定により、閉会中継続審査並びに閉会中継続調査の申出、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第 73 条の規定により、閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、いずれも閉会中の継続審査ならびに継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会の委員長から申出のとおり、閉会中継続審査並びに閉会中継続調査を決定し、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中継続調査を決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第 57 号ないし議案第 60 号

○議長（菊地誠道君） 議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号審査特別委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第 42 項の規定により省略いたします。

◎修正動議

（「議長、動議提出」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 類瀬議員。

○11 番（類瀬光信君） 議案第 57 号について修正動議を提出いたします。

（「賛成」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ただいま、類瀬議員の動議には所定の賛成者がありますので動議

は成立しました。

会議規則第 15 条の規定により、修正の動議は、その案を備え、定数の 12 分の 1 以上の発議者が連署して議長に提出することとなっておりますので、これにより提出願います。

休憩いたします。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 28 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 57 号一般会計補正予算の修正案にかかる動議が提出されています。

この動議は、定数の 12 分の 1 以上の発議者がいますので成立しています。

発議者から修正案の説明を求めます。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君）（発言席） 議案第 57 号、令和 6 年度標茶町一般会計補正予算の第 2 表、債務負担行為補正中、学校給食調理業務に関する債務負担行為補正を削除するというものであります。

学校給食調理業務については、当分、町直営を維持できる状態であり、民間への業務委託は拙速であると考えます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） これより、ただいまの修正案について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6 番（齊藤昇一君） 今の修正案を求める内容について、もう少し具体的に私はどうだということを説明いただかないと、継続ができると思うのでというだけなものですから、ぜひ、類瀬議員には説明といたしますか、補足をしていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 先だって 11 月 14 日ですけれども、全員協議会が開催されております。その中で、町立病院とそれから今回の学校給食の調理業務について新年度より業務を委託したいという旨の説明を受けたわけですが、その主な理由として、それぞれ調理員が若干足りないという状況であるということとはわかりました。

ただ、両方を一度に業務委託するということは、少し調理員不足ということだけでは無理があるかということではいろいろ聞かせていただいたのですが、町立病院についてはそういう意味では職員数が少ないです。作っているものも複雑、多岐にわたります。

一方、学校給食については調理の規模が大きいので、調理員も数が多くて、不足の割合も町立病院と比べると、割合としては低いです。そこで病院の給食については、民間への委託もやむなしと。既にやすらぎ園の調理業務の委託が先行しておりますので、作るものの中味も共通しております。

一方で学校給食のほうは、職員の勤務時間帯が常に一定であります。それから、夏、冬休みもあるなど、単純に同じ給料で考えたときに学校給食の方が少し働きやすい環境とか、それから調理員の負荷とか、そういった意味で、まだ維持しやすい町立病院の給食調理員を学校給食に移動させることによって当分の間、維持できるのではないかと。

一方、病院の調理業務については、民間委託した場合に、民間としては十分に調理員を確保できる程度の不足でありますので、現状では学校給食調理場の調理業務を委託するというのは拙速であると、そういう考えです。

○議長（菊地誠道君） 齊藤君。

○6 番（齊藤昇一君） その中身の説明について、若干の矛盾が生じているのかと。私もその 11 月 14 日の全員協議会に参加しておりましたが、類瀬議員含めて、パワ

ハラの問題があるのではないかと、私も伺っているということを類瀬議員は言っていました。今、言われたとおり、働く環境がということがちょっと出たのですけれども、逆に言いますと本当に、私からしますと、他の……

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○議長（菊地誠道君） どうぞ続けてください。

○6番（齊藤昇一君） 働きやすい環境であるということがちょっとひっかかったのですけれども、実際にその辺は、働きやすいところについては類瀬議員はどうでしょうか。私はちょっと引かかるのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 先ほど説明した働きやすい環境というのは、これは施設面のことであります。13億円以上かけて新しくした施設で、各担当が分離する形で機械化もされておりますし、先ほども申し述べましたけれども、早番遅番がないという安定した自分の生活サイクルの中で働けるという、その点については、働きやすい環境であるということであります。

ただ、全員協議会でも申し上げたように、それぞれの職場において、様々なハラスメントがあるのではないかということに関しては、それぞれの管理者が否定されておりますので、その上で随時募集も行ってきたところでございますので、そこについては、今度は信じさせていただくということであります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

まず、修正案に対する反対討論はございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君）（登壇） 6番、齊藤昇一でございます。

私は議案第57号、令和6年度標茶町一般会計補正予算（第8号）中、第2表の債務負担行為補正中の学校給食業務に関する債務負担行為を削除するよう修正動議が提出され、この修正動議に反対の立場から討論を行います。

修正動議が提出された理由については、まだまだ人員が不足していることは少なく、独自で自立しながら続けられるのではないかということでありましたが、前回やすらぎ

園の外部委託業務の時もそうでしたけれども、私自身も町側の進め方については、いろいろと感じるところはあります。

しかし、先のやすらぎ園の給食事業の外部委託時の説明、今回の全員協議会での説明において、職員の諸問題が様々発生し、その対応を検討してきたとの説明を受けました。

今回の外部委託の提案については、人材確保の努力が不十分ではないか、拙速に提案し、議会に対して熟慮の時間を与えていないなど意見はあると思いますが、この問題はそういった町の説明を聞くと、単純に人員不足による物理的なことが根幹であるということであり、時間が解決するものではないと考えております。

仮に町立病院のみ外部委託、既にやすらぎ園でもしておりますけれども、別の給食現場から学校給食への転職を職員がされたとしたとしても、その職員が様々な理由により年度途中にやむなく離職することも想定しなければなりません。

町の説明の中では、様々な想定を考えていたと思います。そうなれば、現在同様に人員確保できず、年度途中に約 800 名の児童生徒の給食が提供されないという事態にさらされることになりかねません。要因の物理的なこと、また想定されるリスクなど総合的に判断し、今回の修正動議の内容について、私は提案としては大変納得感はありますけれども、賛同することはできません。

将来的に安定した、持続的な学校給食の提供のために、町側としても様々なケースを考え想定し、判断したものと理解し、やすらぎ園同様に外部委託すべきものとして町の提案に削除という修正動議に反対する討論といたします。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 次に、修正案に対する賛成討論はございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君）（登壇） 私は議案第 57 号の修正案に賛成の立場で討論します。

学校給食調理業務の民間委託は雇用機会の確保、町内経済への影響、安全性の確保、財政負担の増加等について、町内の事業者や児童生徒の保護者らの意見を聴取した上で議会での議論を深め慎重に進めるべき事案のはずです。

しかし、唐突に去る 11 月 14 日の全員協議会において、調理員の確保をできないことを理由に学校給食と町立病院の調理業務を民間に委託したいとの説明を受けました。実際の把握や町民の意見を聞く暇もない予定が立てられ、十分に議論する暇もなく議案として提出されたことは誠に遺憾です。

給食調理業務を担当する各部局において、調理員の確保に努めていたことは理解しますが、職場の環境や待遇については改善の余地があると思います。

まずは、全員協議会で提案された町立病院の給食調理業務を民間に委託した上で、調理員の一部を学校給食の調理に充てて、直営を維持できるという案について、実現に向けて取り組むべきだと私は思います。

よって、私は議案第 57 号の修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ないものと認めます。

○議長（菊地誠道君） 次に、原案に対する反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 反対討論はないものと認めます。

次に、原案に対する賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） これで討論を終わります。

これより、議案第 57 号一般会計補正予算修正案の動議を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第 57 号一般会計補正予算の修正案の動議は、可決されました。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 6 分

再開 午後 2 時 5 0 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決をいたします。

原案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議案第 57 号については、ただいま修正動議が可決した部分を除く原案について、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号は原案について決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 57 号については、修正動議を可決した部分を除く原案について、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和6年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 2時52分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸